

一九二〇年以降、一九三〇年に至る迄の、十一ヶ年間は、印度支那幣制の、受難時代であつた、銀本位から金本位への改定が、多くの障害に惱まされたと共に、發券銀行問題も、又次節に説く如き、紛糾を重ねて解決せず、之れが爲めに、發行權は、暫定的に、順次延長され、準備率も、又遂に、原法に復歸することなくして、此の期間を終つた、此の結果印度支那銀行の、創立當初から、新印度支那銀行法の通過迄に、發行權の更新、保有準備率の變更、發行制限額の更正は、實に左の如き、不規則極まる變遷を經來つた。

(一)發行權の更新

大統領令日付	期日
一八七五年 一月二一日	二十ヶ年
一八八八年 二月二〇日	一八九五年ヨリ十ヶ年
一九〇〇年 五月一六日	一九二〇年一月二十日迄
一九二一年 一月二二日	一ヶ年
一九二二年 一月一二日	一ヶ年
一九二三年 一月一七日	一ヶ年
一九二四年 一月一〇日	一ヶ年
一九二五年 一月一六日	六ヶ月
同 六月一九日	六ヶ月
同 十二月九日	六ヶ月

一九二六年 七月一七日	六ヶ月
一九二六年 二月一六日	三ヶ月
一九二七年 三月一六日	三ヶ月
同 六月一〇日	六ヶ月
同 二月一四日	二ヶ月
一九二八年 二月九日	四ヶ月
同 六月一四日	六ヶ月
同 二月一三日	六ヶ月
一九二九年 六月一三日	六月二十一日ヨリ六ヶ月
一九二九年 二月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
一九三〇年 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
一九三〇年 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
同 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
同 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
一九三〇年 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
同 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
一九三〇年 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
同 六月一三日	一九三〇年 六月廿一日迄
一九三一年 三月三一日	一九三一年五月 廿六日公布
印度支那銀行法	公布の日より廿五ヶ年

(二)保有準備制限—總て現銀ピアストル—
 一九一四年八月四日付、大統領令迄は、印度支那に於ける發行額の三分ノ一、以後此の制限を撤廢、左記總督令に依つて、順次變更した。

大統領令日付

印度支那に於ける發行額の

一九一六年	五月一九日	五分ノ一
一九一八年	二月三十一日	八分ノ一
一九二〇年	一月二日	十二分ノ一
一九二〇年	三月二七日	兌換停止令 印度支那に於ける發行額の十二分ノ一 印度支那に於ける發行額の
一九二二年	一月一六日	九分ノ一
同	六月一四日	五分ノ一
一九二六年	三月一四日	四分ノ一
一九二七年	一月二五日	四分ノ一 發行制限額のみ變更
同	四月七日	四分ノ一 同

(三)發行制限額、左記總て總督令に依る、

總督令日付		金額
一九二〇年	三月二七日	兌換停止と同時に二千五百萬弗の準備限外發行を許した
一九二一年	一月一六日	一億弗
一九二六年	三月一四日	一億四千萬弗
一九二七年	一月二五日	一億五千萬弗
同	四月七日	一億七千五百萬弗

以上の制限下に、印度支那銀行が、經來つた、發行額と、保有準備の狀況は、左の如きものであつた。

保有準備(單位千ピアストル) 發行額(單位千ピアストル)

一九一〇年	一月一日	三四、八〇六	二二、一八二
一九一四年	一月一日	一七、〇六七	三二、一七〇
一九一六年	七月一日	一三、九五二	三五、六五三
一九一八年	一月一日	一六、五〇四	三六、一四三
一九一八年	二月三一日	八、二〇〇	三九、六〇〇
一九一九年	二月三一日	五、九〇〇	五〇、一〇〇
一九二〇年	三月三一日	五、六〇〇	七一、二〇〇
一九二〇年	二月三一日	一三、四〇〇	一五、三〇〇
一九二一年	二月三一日	一五、九〇〇	九二、六〇〇
一九二二年	二月三一日	一九、八〇〇	八三、八〇〇
一九二三年	二月三一日	二八、三〇〇	八八、六〇〇
一九二四年	二月三一日	二八、三〇〇	九三、五〇〇
一九二六年	二月三一日	三八、五〇〇	一四九、四〇〇
一九二九年	二月九日	四六、〇〇〇	一四五、九六二

備考 一九二〇年三月二十七日より一九二二年十二月三十一日迄強制通用令施行

B、發行權更新問題

1、問題の起因

戦後の印度支那は、佛國殖民地として、更生の機運が、澎湃として漲つた、戦前に於ける状態を離れて、佛國は愈々、自發開拓、主動開發の大方針を確立するに至つた、印度支那輕視の傾向は、一變して、殖民地帝國主義、所謂 Empire coloniale に向はんとした。

此の方針に、着手するに當つて、眞つ先に、政府の當面した三つの大問題があつた、先づ之れを解決せざれば、開發の方途を定め得ぬ重要性を有した問題である、第一は、幣制改革、第二は發券銀行問題、第三は殖民地公債案である。

幣制改革の推移は、前來述べ來つた通りである、殖民地公債案も又、前述の通りである、第二の發券銀行問題は、以下説述する通りの經過を見た、三者共政府は、十年の日子を費し、複雑な障害を廢除して、漸やく一九三〇年に至つて、實現し得た、印度支那は茲に初めて、前途の經濟力伸展の、第一段階を完成したと云ひ得られる。

發行權問題に就ては、編者兼に、昭和二年十月、「印度支那銀行と發券銀行新設問題」なる小冊子（通報號外第二七號）を以て一九二七年迄の、經緯を概説したが、重複を厭はず、問題の起因を、更に左に要約記述する。

印度支那銀行は、從前獨自の境地にあつて、殆んど無條件に等しい、特權を享受して居た爲め、目醒ましい發達を遂げた、嘗て印度支那が經驗した、母國との疎隔時代に於て、幼稚な經濟條件下にある、發行銀行としては、寧ろ此の不拘束主義が必要であり、それは又、發行銀行の利益を増進し、基礎を鞏固にし、惹いて發行制度の堅實を期する爲めに必要であつた、併し乍ら、大戰時代を經過し

て、印度支那が、重要な佛國殖民地の一つとならんとし、大開發時期に入らんとするに當つて、發行銀行を從前通りの、安易な條件下に置くことは、不可能となつた、之れが問題を醸成した、根本的、總括的な芬圍氣である。

最も重要な、基本的要求は、印度支那銀行の發行權を、從前の如く單に、大統領の權限内に於て、決定せしめず、議會の統制下に置くことであつた、即ち、大統領令に依つてのみ、決定せしめず、殖民地銀行法に統制せられる、特殊銀行として、特種の法律を以て、決定せんとすることである、次で又、同行に對しては、此の法案に依つて、殖民地中央銀行として、必要な公經濟的活動を、政府の直接營業干與に依つて、實行し得べき組織となすこと、及特權に對する代價として、殖民地開發上、必要な義務と條件とを、課することである。

之れは一九二〇年に、特權期限の到來に際し、印度支那銀行改造問題の外部的原因である、印度支那銀行は此の原因以外に、多少の反動空氣を作つた自發的原因を持つて居た、それは、同行が單に、特權を有するのみで、別に強大な統制力下にあらず、中央銀行としてよりも、寧ろ、商業銀行としての私設機關に近いものであつた性質上、必然營業本位に傾き、自行の收益にのみ意を注いで、一般經濟利益に、冷淡な態度を採り、印度支那の開發上に、貢獻せぬと云ふ一種の反感に類するもので、政廳との關係も、又餘り圓滑に進行せなかつた様で、一九二〇年の幣制委員會の如きは、公然且つ鮮明に、幣制改革の進行に、同行を除外すべきことを、建言した程度であつて、舊狀の儘では、發行權の更新は思ひも寄らすとする空氣を、自ら醸成した形であつた。

一方に於て又、同行が、印度支那以外に、東洋各地に支店を設け、危険なる爲替業務や、事業投資

に従事することは、印度支那に於ける、發行制度を脅かすものであり、殖民地中心主義の下に、嚴重な統制を必要とするに云ふ、議論が有力であつた、之れ又、同行が自ら作つた反對氣運である、と云ふものもある。

ロ、交渉の經過

斯くして、印度支那銀行は、従前の組織を根本的に、改造されるべき、機運に際會した、一九二〇年以降、政府は發行權更新に對する、條件の交渉を開始したが、政府自ら、頻々と更迭する度に、交渉の基本主義に、多少の變更を見たこと、銀行の態度が、再三變化したこと、に依つて、交渉は益々紛糾し、輿論も亦甚しく複雑となり、愈々法案の、議會に提出される迄に、十ヶ年を費し、一九二九年に至つて、漸やく解決を見るに至つた。

一九二〇年以後、發行權は、臨時許可の形式となり、毎年更新された、發行權は、従前大統領の權限に屬して居たが、之れを他の殖民地銀行と同様に、法律に依つて決することを必要とする機運となつたことは、前述の通りであるが、法案の議會提出は、一九三〇年十一月二十八日迄、遷延した、政府は、『一般の利益と利用に關する、企業に對し、公法力と私人が、相共に干與して、相互經濟の、密接な統制を計る機運は、喜ぶべき事象である』と、發行權更新法案に前提した。

最初の交渉は、一九二〇年、殖民大臣 Albert Sarraut の、協定案に基いて行はれたが、同案は骨子を、純粹な發券銀行主義に限定し、單に中央銀行としての、職能を與へるのみで、一切の商業銀行としての、取引は、地方銀行に委譲すべきことを、骨子としたものであつたが、之れは、印度支那銀行が、到底受諾し得ぬ態度を示したと傳へられて居る。

政府は順次讓歩して、遂に一九二三年五月二十四日附の、協定案となつた、同協定は、發行税、無利息貸出、その他比較的、穩健な條件を付し、銀行に取つては、當時の狀勢に鑑みて、先づ最良のものであつた。

然るに、一九二四年、急進社會黨内閣の出現となつて、Heriot は、此の協定を、發券銀行に對する政府の要求としては、大に不十分であると認め、一九二四年十二月二十日附を以て、新たに覺書を作成して、新要求條件を内示した、之れは、前條件に數倍した、過重の負擔を、銀行に強要するものであり、殊に重役の過半は、官選となつて、事實上銀行の存在を、無視したもので、あると云ふ解釋から、重役會は遂に、政府と絶縁し、發行權を拋棄することとし、一九二五年一月二十六日に開かれた臨時株主總會に、交渉の經過を示し、總會は満場一致で、之れを承認した。

一九二五年以後、交渉はかくして、一時停頓の形を採り、殘る問題は、發券銀行の新設である、之れに對しては、當然印度支那銀行の參加を、求めざるべからざることが、何の方面の研究も、一致した解答であつた、印度支那銀行の參加を求めるとは、新銀行が、主客を替へ、子銀行の爲めに、親銀行が左右される結果となるかも知れず、然らずして、之れと全然絶縁せしめることは、印度支那に於て、絶大な實力を有する同行の、今後の行動を、益々自由ならしめ、既に存在する、一種の財閥の發達を、益々助長して、面白からざる結果を來す、問題は茲に至つて、更に紛糾するに至つた。

此の時の一般輿論の傾向は、依然として、印度支那銀行に不利であつたが、一九二六年以降、政府と議會内には、既に發券銀行新設を、不可とする意見が行はれるに至つたが、他方に又、印度支那銀行の大改造を主張し、國家が直接營業に關與し得る、制度を樹てる議論は、依然として優勢な、支持

者を持つた、此の形勢は、問題の解決を、一層困難ならしめた、折柄佛國はフラン回復の爲めに、國論沸騰し、殖民地も亦、之れに全注意を奪はれ、自餘の問題は、後廻しとならざるべからざる、狀勢であつたが、一九二八年、フランの法律安定に隨つて、殖民地金融の問題は、再燃した。

輿論の大勢も、此の時期に入つては、發券銀行の新設が、實行上の可能性、極めて薄きものであることを、漸やく覺るに至り、政府は素より、之れに全然不賛成であつた、停頓した、印度支那銀行との交渉は、再び開かれるに至つたが、重役中には、印度支那の幣制改革が、目前に迫り、従前の如き過渡時代を經過して、印度支那の市場は漸やく、世界金融市場の常態に、近付かんとしつゝある際、發行權を捨てることは、銀行將來の營業上に取つて、甚だ不得策であることを、痛感する爲め、讓歩を可とするものと、銀行の保有する資力と、地盤は、無特權で營業するも、將來憂慮の恐れなく、却つて有利であると、主張するものとの二者に分れた、殊に後者は、依然舊態を持續することが、隠れたる資産の、擁護上有利であり、重役會に政府の代表者が入ることは、此の資力を、其儘政府に、讓歩することゝなるか、然らざれば、一應清算の形式を採つて、株主に配分するか、兎に角舊株主に取つては、實質的に、資力の減退を招く結果となることを嫌忌した。此の間の消息が、洩れた爲めか、否かは不明であるが、Bourse に於ける、株價は、改造問題が、優勢となる度に上騰し、發券銀行新設論が、盛んとなる場合に、下落した、積立金と消却資産の配分を、目標とした結果である。

ボアンカレー内閣は、幣制改革の必要から、發券銀行問題の急速な解決を希望し、交渉は、漸次頻發となり、具體化したのが、尙遂に、成立を見るに至らなかつた、一九二九年に入つて、Tardieu 内閣の殖民大臣 Pétit は、遂に大綱を決定する迄に、漕ぎ付けた、殖民大臣の態度は、極めて強硬で、最後の交渉迄進んだ、即ち特權の拋棄か、條件の承諾か、迄に、追つた由であるが、困難の焦點は、要するに、重役會の組織の變改であつた、政府は頭取、總支配人を官選とすることの、根本要求は、表面何處迄も、固執するを要したが、結局頭取は、従前通りの、Stanislas Simon を、其儘認可することの、了解を與へた、此の結果、銀行側は漸やく、讓歩を承諾するに至つたと、傳へられて居る。かくして、一九二九年十一月十六日に至つて、協定は漸やく成立した。

政府の最後交渉の態度を對象として、世人は、之れを印度支那銀行の、讓歩であると、觀る者が多いが、印度支那の情勢を知る者は、反對に、政府の讓歩と見る、編者も亦、その意見を固持する、事實上新たに、發券銀行を創設しても、それは印度支那の現狀では、單に中央銀行としては、支持は出來ず、多額の缺損を生ずる、之れを半ば、爲替銀行の如き、性質とすれば、資力と經驗に富む、舊銀行の爲めに、一たまりもなく、左右されるべく、之れを防ぐ爲め、新發券銀行中に、印度支那銀行を參加せしめれば、それは又、後者の左右する、結果を來したのであらう。

問題の交渉が、迂餘曲折して、纏まり付かず、結局十年の日子を、空費した眞因は、實に茲にあつた、社會黨内閣の、交渉の如きは、苛酷を極めたが、銀行の反撥を招致し、何の實効をも持ち來さなかつた、政府に取つて、最賢明な方策は、印度支那銀行そのもの、改造であつた、Tardieu 内閣は、此の點に、美事に成效して、その讓歩は却つて、政府に萬全の結果を持來した、強硬な獨立經營論に終始したと、傳へらるゝHombert の如きは、遂に重役會から退くに至つたのは、此の協定の結果である云ふ。

發券銀行新設論は、最後迄、議員の一部に唱導された、政府が、斷念の理由として、發表した處は

左の通りであつた。

「新設發券銀行が、有すべき本體の營業危險を、別問題としても、此の企劃は、印度支那の如く、急激な經濟的進展を經つゝある新しき國土に對しては、總ての點に於て、危險である、印度支那銀行の協力を以て、發券銀行を、創設する精神に基くことが、必要である」(提案理由書)かくして印度支那銀行は、更に佛國の東洋に於ける、唯一の發券銀行としての存在を、認められることとなつた。

第二章 現行制度

第一節 印度支那銀行の發行權

A、印度支那銀行と政府との協定

協定は、前節記載の如き經緯を經て、漸やく成立した、一九二九年十一月十六日附、假調印を了し、一九三〇年十一月二十八日、發行權更新法案の、附屬書類として、議會に提出された、同年十二月十一日、銀行は臨時株主總會を開いて、その承認を經た、協定書の全文は、附録に譯載した通りであるが、要旨は大約左の通りとなる。

(一)取締役會の定員を、十四名乃至二十名とし、その内六名を、政府の代表者を以て、任命すること、頭取の選任は大統領令を以て認可すること、取締役會の任命する、總支配人は、大藏大臣及殖民大臣の承認を要す。

(二)發行額に對して、發行税を支拂ふ、その標準は、正味發行額に對するものでなく、營業利得を供ふべき、發行總額と、當座預金貸方殘高との合計額の、平均推定額を以て、課税標準とする

此の發行額計算中より、保有準備額を差引くべきも、保有外國貨幣を除く發行税は、二千萬法を最小限度とす、但し營業地の割引料及利息が、著しく低下した場合は、此の限りにあらず。

右の外尙、印度支那銀行は、總督府に對し、金庫勘定として、二百萬弗の貸付金をなすこと、農業金融組合に對しては、殖民地開拓資金として、その拂込資本と、同額即ち年約三千萬弗の貸付金をなすこと。

(三)銀行は、資本金七千二百萬法を、一億二千萬法に増額し、その爲め、新株九萬六千株(註、現在一株五百法、内拂込四百七十五法)を、平價にて發行し此の半額は、政府の持株とすること、政府は之れに依つて、銀行株式の五分ノ一を所有することとなり、發行税の徵收以外に、毎年配當金の五分ノ一の收入を得、解散の場合には、純資産の五分ノ一に、債權を有することとなる。銀行の純資産評價は、六億法である、積立金分配若くは、株式の賣却の際は、政府に歸屬すべき額は、本國政府と關係殖民地との間に、半分すべし、株式收益及發行税の全額は殖民地政廳の收入とす。

(四)銀行券發行に對する、保有準備現金額は、發行額の三分ノ一とす。

(五)發行權は、二十五年毎に更新すべく、有効地域は、印度支那の外、大洋洲群島、ニューカレドニア、佛領印度、ソマリ殖民地とす。

右の協約に依つて、印度支那銀行を従前通り、私設銀行たる本質とすることは、保存して居るが、以前よりも一層嚴密な、監理の下に置かれる公的本質に改造された、政府は、取締役會長を任命すること、總支配人を任命すること、公稱資本金の五分ノ一に相當する株式を、保有することに依つて、

銀行の管理により重大にして、より容易な地位に立つことが出来た。

一方に於て、銀行をして、發行税を支拂はしむることは、従前よりも一層完全にして、嚴密な負擔を課することとなり、殖民地に歳入の増加を來し、農業資金に對する貸付金を、一層容易ならしめることとなる。

B、發行權更新法

一九二九年十一月十六日附の政府と印度支那銀行との協定を骨子として、作成された、同行發行券更新法は、兩院を通過して、一九三一年三月三十一日附で、公布され、同年五月二十六日附、印度支那總督令で、同日以後印度支那に施行されることとなつた。

此の發行權更新法は従前大統領令で、印度支那銀行へ與へられた、銀行券發行の特權を、新たに法律として、規定の上、更新したものであつて、今後二十五ヶ年間、即ち一九五六年迄、印度支那に於ける、發行制度を規制するものである、條項の改廢は、今後大統領令のみでは不可能であり、議會の協賛を経るを要すること勿論である。更新法の全文は、附録譯文の通りであつて、發行權の期限、銀行券の通用力、特權行使區域、兌換及保有準備等の基本條件を規定する外、特權に附帶した條件即ち印度支那銀行が中央銀行として、新に負擔すべき義務と、政府へ納付すべき發行税に關する條件を決定した。

更新法の第四條は、新定款と一九二九年十一月十六日の政府銀行間協定が、更新法の公布と同時に効力を發生することを規定した、此の兩者は、之れに依つて、更新法と共に發行制度を拘束することとなる。

第二節 現行組織要約

發行權を印度支那銀行に與へた法律は、前節の一九三一年三月三十一日附、印度支那銀行特權更新法であるが、附屬書類としての、一九二九年十一月十六日附、協定書も亦、發行制度を統制する、同時に従前總督令で公布された、諸法令の内、新法に矛盾せざる、諸法令の條項は印度支那に關する限り、効力を有すると共に、印度支那銀行の、現行新定款も、更新法の附屬書類として、發行制度を拘束する、以上諸法令を綜合して、現行發行制度を左に解説する。(括弧内略字の「協」は協定書「更」は更新法「定」は定款)。

(I)、基本條件

(a) 期限

一八七五年一月三十一日、一八八八年二月二十日、一九〇〇年五月十六日附、大統領令で、印度支那銀行に賦與された發行權を、一九三一年三月三十一日以後、二十五ヶ年間延期する。(更一)

(b) 銀行券の強制通用力

印度支那銀行の營業する、殖民地及保護國內に於て、官公金庫及私人間に、法貨として受入れられる。(更二)

(c) 特權行使區域

佛領印度支那、大洋洲佛領殖民地、佛領印度、ソマリ佛領沿岸洲。(更一)

(d) 發行制限額

一億七千五百萬ピアストル(一九二七年四月九日附、總督令)。

(e) 銀行券の種類形式
百ピアストル、二十ピアストル、五ピアストル、一ピアストルの四種、(一九〇一年四月三日附、大統領令)

發行權行使區域の殖民地で、諸法令に規定した条件の下に、持參人且つ一覽拂の銀行券を發行する、その形式は、殖民大臣及大藏大臣の、認可を要する。(更二、定、一四ノ一)

(f) 發行店

佛國殖民地及保護國にある、支店のみが、銀行券を發行し得る。(更二)

銀行が營業地域に屬する殖民地各聯邦地區内に、設定し得る支店は、一箇に限る。(協三)

(g) 兌換

銀行券は、持參人拂且つ一覽拂とし、之れを發行した支店又は、出張所で兌換に應ずる、又、殖民大臣と銀行との協定で、特定した支店出張所でも、兌換をなし得る。(更二)

(h) 保有準備

各支店は發行總額及當座預金勘定殘高の合計に對し、常に最小その三分ノ一に相當する、保有準備を要す、保有準備は、銀行が發行權を行使する殖民地の幣制を、規定する立法的、施行法的且つ強制的法令に適合せる構成であることを要し、地金、貨幣及貨幣又は地金に換價し得べき證券を以て、構成する。

此の規定は海外諸國にある支店出張所に對しても適用する。(更二)

(2) 附帶條件

(a) 支店出張所及分店の設置

現存支店出張所として更新法で認められたもの。

支店 Saigon. Pondichery. Papeete. Djibouti. Noumea. Bangraderi. 外二十一ヶ所 (定二)

政府は殖民大臣の指定する地區に、新に出張所及分店を開設せしめ得、但し出張所の數は、一ヶ年二ヶ所、合計二十ヶ所を超へざること、又發行權終了前の五ヶ年は、此の義務なし。(協三、定三)

(b) 賦課金

發行税、銀行券發行額と、當座預金貸方殘高の合計から、保有準備金、佛蘭西銀行への預託金、又は官、公共團體への特殊貸付金を控除した高に對して算出する。(協四)

發行後二十五ヶ年以上となる、銀行券未回収額を、國庫に納付する。(協五)

賦課金から生ずる歳入は所屬地區の農業金融組合又は、農業發展を助長する目的の公共機關の設立、若くはその運用資金に充當すべし。

未回収銀行券の納付金は、當該殖民地の準備基金とし、爾後呈示されることあるべき、銀行券の兌換は、殖民地政府の負擔とす。(更八)

(c) 貸上金

印度支那總督府に對し、二百萬ピアストル、印度支那以外の營業地域三殖民地政府に對し各百萬法、印度の佛國殖民地に對し、十萬留比の無利息貸上。

印度支那總督府保證の下に、地方農業金融組合に對する貸出、最高一千二百萬法迄。(協八)

(d) 國庫業務

所屬殖民地政府に屬する、國庫關係事務及その動産保管、佛國々庫證券、國民公債及所屬殖民地公債事務の取扱。(協六)

國庫勘定の受拂、當座預金、送金、現送事務。(協七)

(e) 爲替

西貢手形交換所加入銀行に對し、ピアストルとフランとの先物賣買取引を引受け、最長六ヶ月のフランの直賣先買を、當日の公定相場を標準として、實行すること。(協九)

政府の採るべき爲替安定に對する協力。(協十)

第三節 印度支那銀行法

A、新生の印度支那銀行

發券銀行である印度支那銀行は、一九三一年の發行權更新法に依つて、新組織となつた同行は、一九三一年四月一日以後、改造された新銀行となつた、舊組織と異なる主要點は、従前同行が、殖民地銀行法の統制を受けることが、間接であつて、單に大統領令に依つて、監理され、具體的には、殖民大臣と、大藏大臣と、或事項に關しては、外務大臣の權限監督下にあつたものが、組織と營業の基幹統制を、新たに施行された印度支那銀行法に、依ることとなつたものである。

一般に、印度支那銀行法と云ふは、發行權更新法と、附屬協定書及定款の三者の總稱である、印度支那銀行法は、他の佛領殖民地の中央銀行が、殖民地銀行法の下に、總括的に拘束されるものと、尠しく趣を異にし、印度支那の特殊状態と、從來の沿革を參酌して、印度支那に限つて、特に設けた殖民地銀行法中の、特別法である、同法の特異な點は、印度支那銀行を發券銀行、中央銀行と認める

と同時に、普通の爲替銀行、商業銀行としての、機能をも許したことである、従つて従前の印度支那銀行に與へられた一切の營業範圍は、其儘繼承させ、之れに新たに、負擔義務を課したことである。

新たに、印度支那銀行の負擔した義務は、一は銀行券發行の特權に對して、國家に支拂ふべき特殊義務即ち、賦課金及政府貸上金と、他の一は、印度支那の中央銀行として、當然負擔すべき附帶業務である、之れを蘭領印度及比律賓の發券銀行に比すれば、營業範圍の廣き點に於て異なり、發券銀行として多少の危険性を伴ふものであるが、市場の統制、金融の調節の實行に當つては、多くの伸縮性を有する特長がある、日本の殖民地發券銀行に比すれば、發行權に對する負擔と、政府の營業干與が餘りに極端であつて、行動の自由と敏活を期する點で劣るが、殖民地開發資金の設定その他公的犧牲業務の確定の點で、優つて居ると云へよう、蓋し十ヶ年の難關を通過して、出來上つた新法であるだけに、現在と近き將來の印度支那には、最も適切な機構であると、云はざるを得ぬ。

B、その組織と營業

(イ) 政治關係との隔絶

新組織下にある、印度支那銀行は、殖民地發券銀行の研究に、最も好資料となるものである、新印度支那銀行法は、印度支那の特殊地位と佛國の政治的情勢とに、適應する爲め、立法者は極めて慎重な態度を採つた。

従前の政府の、此の問題に對する態度は、吾人の觀察を以てすれば、決して殖民地を基幹として、一貫したものではない、或時期にあつては、殖民地帝國主義に偏倚し、或時期は、例へばエリオ内閣

時代にあつては、極端な社會主義的方針を固守した、ボアンカレー内閣に至つて、初めて殖民地本位主義に歸結し、茲に漸やく、銀行の讓歩を見るに至つたと觀測する、殖民地本位は、印度支那に於ける佛本國の、政治上、經濟上の利益を完全に保存することを、最終の目的として居る、此の事即ち佛國に取つて、最も理想に近いものであると、同時に、統治上に最も適切な方策であり、且つ印度支那は、此の方策の遂行を、可能ならしめる條件を具備して居る。

殖民地本位主義の、第一の要件は、發券銀行を政治的に、獨立の立場に置くことであり、第二に、殖民地開發に就いて、銀行に適切な拘束を加へることである、後者は當然にして平凡な結論であるが前者は佛本國の政情に照して、甚だ緊要な條件であつた、即ち頻繁に更迭する本國內閣と、政黨的色彩を帯びる、印度支那總督との關係に於て、獨立の地位を與へることである、以下に説く如く、頭取を官選とせず、重役會の互選としたこと、官選取締役の數を、半數以下に止め、且つその資格を、直接政治に關係なきものに限定したことは、新印度支那銀行法の根本精神である。

惹て又、對官憲の拘束を、一々列舉したことは、銀行に對する拘束と、了解するよりも寧ろ、政府に對する義務の限定であつて、此の條項以上、何物も負擔せず、普遍的規定は單に、爲替統制に關する點のみである、内閣の代る毎に、主腦者を更迭し、營業上の方針轉換を強いられ、特殊目的の遂行に利用せられる如き弊を、全然除去した點を特殊な基幹精神とする。

(ロ) 銀行の組織

(1) 政府の參加

印度支那銀行の現行定款は、一九三一年三月三十一日附更新法と共に、効力を生じた、定款の譯文

は、別紙附録の通りであるが、以下左に銀行の組織及營業に就いての、體系を解説する。

銀行の存立期間は、舊發行權満了の日、即ち一九二〇年一月二十一日から起算して、滿五十年とした、銀行資本金は、舊組織に於て七千二百萬法であつたが、之れを一億二千萬法に増資し、額面五百法、二十四萬株とする、新株式の半分四萬八千株は、政府の持株となり、政府は之れに依つて、先づ株主總會へ參加した、此の政府の持株に對する處分に就ては、協定書及定款に詳細を規定した。

協一、二)

政府の第二の參加は、重役會への加入と、總支配人及支店支配人の官選である、銀行の營業は、取締役會を以て管理し、取締役會は、最小十四名、最多二十名の取締役を以て組織し、會長及副會長を互選するが、此の内四名は、國家の代表者の資格に於て、大藏大臣と殖民大臣の提議に基いて、大統領令で任命され、二名は、殖民地代表の資格に於て、殖民大臣の提議に基いて、大統領令で任命する、會長は被選者を、殖民大臣及大藏大臣の提議に基いて、發布する大統領令で任命する。(定四、三) 總支配人は、取締役會の任命することゝなつて居るが、最終の任命權は認可と云ふ形式の下に、政府が握つた、支店支配人も亦同様である。(定五二―五三)

以上政府の直接參加に依つて、銀行の營業と經營上の統制を計つたものである、此の外監理方法としては、殖民地銀行監理委員會の下に、從屬せしめた外、別に銀行全體に對して、一名の監督官を置き、同人は常時取締役會議に出席せしめることとし。(定四、三)更に右殖民地の支店に對して監査官各地區の出張所に對しても監査官を任命することとした外、臨時検査の制度を設けた。(定五五―六一)

佛國商法に依る株式會社の一般組織と異なる重大なる點は、株主總會監査方式に於て、一般會社株主が監査役に相當する計算監査人を選擧するに對し、印度支那銀行は單に、投票監査人を選出する権能のみであること。(定三五)

票決權は、二十五株を以て一票とし、一千票を以て最高制限としたこと。(定三四)

取締役會員の身分制限に於て、佛國市民權を有するものに限ること(定四三)。

官吏、退職官吏及上下兩院議員が、取締役となることに對する制限等である。(更九)

營業管理に屬する事項に於て、新法の最も有力に働らくことは、取締役會員の官選と、監理官制度であるが、實際の運用上に於て、純粹な官選取締役は、四名に過ぎず、殖民地代表も亦二名に過ぎず兩者を合するも、取締役會の決議を、左右するに足らず、政黨政治の強力に作用する國にあつて、此の制度を採つたことは、銀行の堅實と云ふ點で、最も推奨に價する、尙又急激な變更を避け、徐々に新陳代謝を行ふ爲めに、民選重役も、民間諸會社の例に従つて、一年一名宛更迭することとした。

之れは新法令の改正の、最も重要な點で、尙又、最も機能的な點である、運用を誤れば實質的に全然殖民地中央銀行としての、機能喪失する、最も鋭敏な點である、併し乍ら、立法者は此の點を適當に規定した、即ち當初の頭取の官選主義を拋棄して、重役會の官選主義とし、政府の認可を得る形式となつた、副頭取は單に、官選のみで足ることとした、(定四八)

總支配人も亦、當初の官選主義を捨て、取締役會の任命に依り、政府の認可主義に變更し、此の緩和を補ふ爲めに、支店支配人も又、認可主義に變更した。(定五二—五三條)

今此の組織の運用を見るに取締役會の總員最小十四名の内、官選は六名に過ぎず、此の内二名は、

殖民地代表者であつて、本國代表の四名と立場を同一とすることは絶対ではない、従つて過半数票決を要する、取締役會では、株主代表は常態に於ては、常に絶對多數である。(定五〇條)更に官選重役の側にあつても、現職官吏、退職官吏並に、上下兩院議員が、取締役となり得ることに付ては、現職及退職官吏は、嚴重な制裁があり、議員は職務停止後五年以内は、取締役となり得ざること等の制限に依つて、直接官職を濫用する弊害を避けしめた點は、自由に意見を發表し得ることを主眼とした爲めである。

最後に、政府が自己の意見を貫徹せんとして、重役會を壓迫せんとする場合を想像して見ると、常態に於ては、不可能である、即ち第一に、各株主代表重役は、任期五ヶ年を、定款に依つて保證されて居り、改選は毎年其五分の一を、抽籤に依つて決することの外、身分拘束を受けて居ない、(定四三)第二に定款と印度支那銀行法に記載した義務以外の、義務不履行に依つて生ずる、何等の制裁を受くべき規定を有しない、第三に首腦者である頭取副頭取及總支配人を更迭せしめることは、重役會に過半数を有する株主代表重役の自由であつて、政府の左右し得ざる處である。

従つて常態に於ては、現行法を改正せざる限り、政府は定款及更新法外事項を、正面から銀行に強要するを得ず、官選重役も、諸監理機關も、寧ろ消極的に、既成法の遂行が、完全であるか否かを見るに過ぎずと、解釋するに至當とする。此の點に於て、一九二五年頃の企劃と、現在の實現狀態とは多大の懸隔があるが、佛國の如く頻々として、交迭する政局の影響を避ける爲めには、現行法を寧ろ賢明にして當を得た策と信ずる。

(2) 資本金及政府所有株

舊印度支那銀行制度下に於ける、資本金は、公稱七千二百萬法、一株五百法、十四萬四千株で成立ち、此の内四百七十五法拂込、即ち拂込済六千八百四十萬法であつた、新制度では、之れを一株五百法の二十四萬株とし、全額拂込とした、即ち九萬六千株、四千八百萬法の新規増資と、三百六十萬法の舊株未拂込金の徴收とに依つて、拂込済資本金一億二千萬法とした。

此の外に、一九三〇年十二月三十一日に於ける、銀行の積立金總額は、一億一千六百五十萬法である。

一般不況と印度支那の特殊要因に依る嫌氣材料と、業務拘束、附帶義務の増加に加ふるに、増資に依る配當減額豫想とは、一九二八年末の株價六千八百法、を最近遂に三千八百五十法迄下落せしめた。

新株式九萬六千株は、平價募集とし、此の内半額四萬八千株を政府で所有することゝなつた。(協一) 政府株は、佛國共和國政府及各殖民地の名に於て所有する、印度支那銀行法の成立、即ち一九三一年三月三十一日と同時に、政府は平價で拂込の上、一九三一年七月以降完全に株主権を得た。

政府株四萬八千株の内、八千株は、本國政府に於て、殘四萬株は、銀行が發行権を有する、各殖民地政府即ち、印度支那佛領印度、太平洋洲殖民地及リマリ沿岸洲政府で、分擔の上その拂込を行つた、各その歸屬者を異にする譯である。(更七)

政府所有株式四萬八千株の處分に付ては、協定書に左の通り規定して居る。

- (一) 不讓渡原則
原則として、此の株式は印度支那銀行が、發行権を有する限りは、讓渡若くは賣却せぬこと。(協二更七)

(二) 株式の賣却

株式の賣却處分は、銀行の發行権が消滅した場合に限る、消滅に就ては、單に期限満了の外にない銀行から發行権を取上げるとは、何等の條件を備へず、爲めに、銀行は次期々限までは、發行権を享受し得る爲めである。

發行権を更新せざる場合は、期限經過後六ヶ月以内に、政府は所有株式の處分に付て、左の方法を採ることを契約する。

- (一) 先づ印度支那銀行に、賣却を申込み、但し、その條件は政府で決定する、此の條件の諾否に付ては、銀行に三ヶ月の期限を與へる。銀行が此の買取を拒絶した場合は、政府は銀行に對して一切の義務を免れる。

(二) 政府が若し、銀行の發行権不更新に決した場合、期限經過後六ヶ月の期限前に、巴里取引所即ち、*Bourse* の公定市場以外の處で、株式を處分せんとした場合は、銀行は政府の此の特別處置に關して、前項と同一権能を有する、即ち、此の處置を承諾すると否とは、銀行の権能となる、政府は此の處置に付ては、豫め銀行に通告することを要し、銀行は此の通告を受けた後、二ヶ月以内に、此の権能を行使し得ることゝなる。(協二)

斯くして賣却した手取金に付ては、先づ殖民地に拂込全額を保證した後、剩餘金あらば、政府と殖民地と折半することゝした、政府は殖民地所有株四萬株に對する拂込額を殖民地に辨済した後、殘餘あらば之れを折半して殖民地に交附することゝなる。(更七)

更に積立金處分及清算の場合に付て、政府と殖民地との所有株式關係に付て、左の如く規定して居る。銀行の有する積立金の一部又は全部を、配分する場合、政府所有株に關する配當額は。

- (一) 本國政府所有の八千株に關する、配當額の全部は、本國々庫に歸屬すること。
 (二) 他の四萬株に屬する金額の半額は、關係殖民地へ歸屬し、殘半額は、本國々庫へ歸屬すること
 (更七)

銀行清算の場合の資産配當額に付ても、先づ殖民地に株式金額の全額を保證し、殘餘あらば、本國政府と殖民地との折半方法を採つた、即ち本國政府は、殖民地の拂込んだ株式拂込金を、殖民地へ辨濟した後、四萬八千株全額に對する配當額の半額を、殖民地へ交附することとした。(更七)

(3) 執行機關

印度支那銀行の營業は、株主總會と、その代行機關である取締役會と、取締役會の被委任者である總支配人と支店支配人及出張所支配人に依つて、執行されること、他の佛國の株式組織に依る銀行と更に變つた點を見ないが、殖民地銀行であり、發券銀行であることに於て、多少の制限が加へられて居る。

株主總會に對する制限としては

- (一) 一切が記名株であり、無記名株を有せざること、
 (二) 株主であること六ヶ月以上に及び二十五株以上の所有者であること。(定三二一)
 (三) 株主の身分に就ては、別に規定を設けず、従つて外國人に對する制限はないが、次に示す如く重役が佛國市民である株主であることを要すと規定した。
 (四) 二十五株を以て一票の議決權を有し、何人も自己及委任株數一千票以上の投票權なきこと。
 (定三四)

(五) 投票監査人を置くこと。(定三五)

(六) 取締役の選舉に絶對多數制と、第二回投票制を採ること。(定三二六)

等を重要なものとし、外に決議が例令有効に成立するも、定款及更新法に規定した、政府の認可を要する事項に付ては、その認可を経るにあらざれば、効力を生ぜぬことを特殊の條件とする。

注意すべきは、新定款が、記名株主義を採用すると同時に、一人一千株を限度とする票決權制限を採つたことである。近年株式會社乗取が、盛んで、無記名株の株式會社の如きは、總會手續を終つて初めて、重役系統が既に、會社の主動力となり得ざる情勢にあることを知り得たこと屢々であり、産業の發達を阻害するものとして、一人一票主義が喧傳されつゝあるに鑑みて、此の制限主義を採用したものだと思はれる、之れは實行に當つては、尙充分の効果を擧げ得ざること、勿論であるが、無制限主義に優る。

議決權の第二の制限は、株主であること六ヶ月以上を要すること、期限を制限したこと、一票最小二十五株以上を要としたことである、之れは單に、株主であることを唯一の武器として、一切の株主に銀行營業に啄容せしめることを防止した點に於て、之れ又無制限主義に優る、但し二十五株以下の株主であつた場合は、二十五株以上の、集體を作り得ることとなつて居る。(定三二一ノ三)

外國人は株主たり得るか、之れは法文上より見れば別に不可能ではないが、外國人にして株主となるも、株主總會に出席し得ず。(定三二)

銀行の營業に干與するを得ず、又重役たり得ない。(定四三) ことに於て、實際上の危險がある、問題は土民及保護國民である。(定) 之れを例ふるに、安南人、東蒲塞人、(佛領印度人は完全に佛國市民

權を有する)等は、どんな立場に居るか、彼等は株主となり得ることは勿論であるが、歸化した者でない限り、佛國市民權を與へられぬ、従つて取締役となり得ないこととなる、殖民地代表者の資格に於て、官選取締役となることも、實際上市民權を前提要件とする、要するに土人は結局、印度支那銀行に對しては、門戸を閉鎖されて居ることとなる。

取締役會は、株主總會に依つて、選舉されたものと、國家の代表者の資格に於て、任命される四名の官選取締役と、殖民地代表の資格に於て任命される、二名の取締役とで成立つ、全數最小十四名、最多二十名を限度とする。

取締役は、佛國市民權を享有する者であることを要する。(定四三條)外、身分に關する制限は、前項所説の如く官吏その他の公職に關する點である。

取締役會は、定款に規定した如く、營業に關して、最も廣汎な權限を有し、各般の業務を遂行するものであるが、茲に注意すべきは、取締役會は、全然合議機關であつて、他の諸株式會社に見る如く専務又は常務取締役の制度を認めず、取締役會の議決した事項、若くは豫め委任した事項は、取締役會長、副會長又は總支配人及各支配人のみが、遂行することである、隨つて各取締役が、別に特に規定した事項、例へば銀行券への署名その他の權限以外に、その個有の資格で、單獨に取締役として、銀行の營業に、直接干與し、若くは銀行を代表することは、定款上困難である。

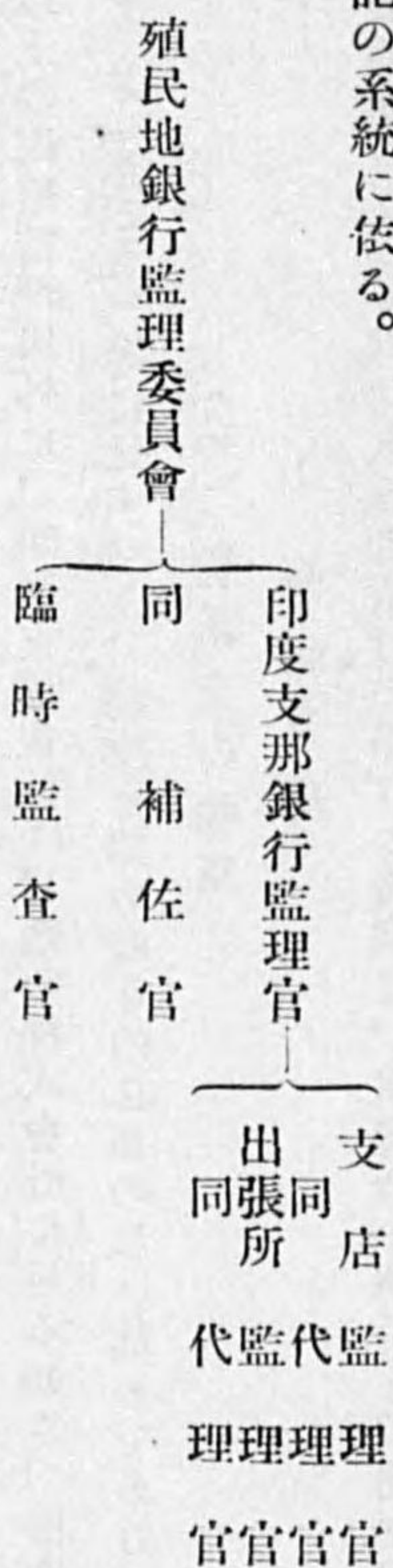
執行機關の單一化は、必然に代理行為者の行為の重大性を増す、従つて支配人、副支配人、支配人代理等の、彼委任者の署名權限は、下に行くほど縮少され、殊に一貫して副署名主義を採ることである、單一署名に依つて、効力を生ずるや否やは、定款に依つて判明し得られず、従つて此の疑問を

有する場合には、何人も之等代理署名者に、委任狀の呈示を要求し得る、當然の結果を生ずる。

取締役會員は、會長以下各取締役に對し、職業上の制限を加へない、之れは專任者を要する必要よりも、銀行が殖民地經營企業である關係上、投資網下にある傍系事業會社の重役を、兼ねしめることの必要が、更に重大である爲めである、但し使用人中の重要なもの、殊に支配人は兼職を禁止する必要があつて、總支配人、支店及出張所支配人は、取締役會の許可を得ずして、一切の商業を營み、又は一切の商業企業に關係することを禁じて居る(定五四)。

(4) 監理

印度支那銀行の監理は、政府の監理のみであつて、株主代表者の監理制度を認めぬ、政府監理は、左記の系統に依る。



殖民地銀行監理委員會は、殖民大臣に隸屬するものであつて、佛國各殖民地に於ける、佛國銀行の營業を監理する、印度支那銀行が、殖民地銀行法以外に、特殊の法律に依つて拘束されると共に又、同法に依つて、組織された此の委員會の、監督下に置かれることを、明にする爲め、定款五五條は、特に此點を規定した。

印度支那銀行監理官は、大藏大臣の承認を経て、殖民大臣の任命する者であつて、銀行全般の監理

をなすと共に、解散に際しては、清算人となる。(定款五六―五七)。臨時監査官は、大藏大臣及殖民大臣が任命するものである(定六二)。以下各監理官は、支店、出張所を分轄擔任するものであつて、殖民大臣、總督又は地方總督が任命する(定六〇條)。

銀行は毎月末、又は要求に應じ、之等監理官に對して、必要な實際報告表、重役會決議録、營業經過報告をなし、若くは現金、諸帳簿、證憑の検査を受ける(定五八、五九、六二)。

以上の政府監理以外に、印度支那銀行は、他の株式會社に見る如き、役主代表者の監査人(Commissaire de Comptes)等に比すべき、制度を認めぬその必要のない爲めである。

(ハ) 營業上の拘束

(1) 強制業務

發券銀行として、印度支那銀行の受ける義務は、賦課金の納付と、強制業務とである。賦課金は間接發行税の性質を有するもので、割引及貸付に依つて生ずる、割引料及利息に對して、賦課する、附録一九二九年十一月十六日附協定、第四條及第五條は、その詳細を規定する、要するに無準備發行額から生ずる、收益の一部を、國庫に納付せしめんとする目的に出でるものであつて、茲に詳述する煩を避ける。

強制業務は、銀行券發行の特權に對して、政府が銀行に強制する業務である、印度支那銀行が、發行銀行としての、特權を有する傍ら、殖民地に於ける、中央銀行としてのみならず、普通銀行としての、營業をなし得ることに於て、強制業務を判然と規定して、同行を拘束する必要を生じた譯である。強制業務は、銀行本來の使命からして、殖民地公私の利益を、主要標準として、賦課されたもので

あつて、發行權を有する殖民地以外の、海外各店、例へば支那各地所在の店に對しては、殆んどその規定を見ず、之等諸地方に於ける、佛國の公私利益保護の關係にあつては、全然之れを外務大臣の管理に委して居り、別に詳細な規定を作らぬ方針であるらしく見へる。此の點は大に批判を要するものであつて、支那各店、新嘉坡支店等の、爲替取引商は、従前の例を見るに、殆んど印度支那各店の取引商に匹敵する場合もあつて、之等諸店の失敗は、將來銀行全體の、危険を醸さすとも限らずとする議論がある。強制業務の體系は、前項現行發行制度の機構中に、列擧した通りであるが、便宜上再び茲に、掲記すれば左の通りであつて、協定書の各條項に、その詳細を規定して居る。

(イ) 國庫事務(協六一七)。

(一) 公債及大藏省證券の元利償還

(二) その募集

(三) 國庫金の受拂、海外送金

(四) 國庫金及國庫所有證券の保管

市中組合銀行に對するクロスオペレーションに依る爲替の買賣。

(ロ) 政府勘定無利息貸上(協八)。

(一) 印度支那總督府に對する、貸上金二百萬ピアストル。

(二) 印度支那以外の三殖民地に對する貸上金各百萬フラン。

(三) 印度の佛國殖民地に對し十萬留比。

(ハ) 拓殖資金の貸出(協八)。

印度支那に於ける地方農業金融組合に對する當座貸勘定の開設、最高一千二百萬法迄(協八)

(三) 爲替資金の貸出(協九)。

(2) 業務拘束

發券銀行として、普通銀行業務を兼營することの、危険は茲に云ふ迄もなく、營業の放漫と、發行權の濫用は、發行制度の基礎を危ふくして、殖民地經濟界の混亂動搖を招くに至る、之れに對して政府は、發行權に對する代償條件と、中央銀行としての強制業務とを、賦課したが、第三段に於て、發行制度の擁護を主眼として、印度支那銀行の普通業務に對して、拘束を加へ、危険を最小限度に防止せんとしたことは、發券銀行に、普通營業を兼營せしめた、特殊制度として、己むを得ざる處である。併し乍ら、拘束の程度は、吾人より見れば、尙頗る寛大である、之れは、發行權更新問題の、複雑した交渉經過から考へて、斯くあるべきと了解される點であるが、資金の自由を享受する同行が、將來營業上の失敗、之れを例れば放漫な貸出の回收不能、爲替取引の見込違ひ等を絶対に避け得べきとも云はれず。業務上の拘束は、一般拘束、即ち株主及外部第三者に對するものと、銀行自體に加へられるものとの二に分れる。

(イ) 一般拘束

(1) 收穫擔保貸勘定の差押禁止。

收穫擔保貸の資金を以て、作つた銀行内に於ける當座預金と、貸出金は何人も差押をなし得ず、之れは貸出の性質が、農業資金であり、開拓に使用するものである結果、之れが差押を許せば、本來の目的を遂行し得ざることとなるを以て、之れを禁止する公益規定である(更六)。

(2) 株主の債權

株主の諸相續人、代表者又は債權者は、如何なる理由を以てしても、銀行の財産又は、有價證券に封印手續を採り、若くはその分配、競賣を要求することを得ず、又如何なる方法を以てしても、銀行の營業に干渉することを得ない(定一二)。

(3) 當座預金の差押禁止

銀行當座預金勘定に預託した一切の資金や、收穫讓渡取引で銀行が開設した資金勘定には、一切の差押を許さず(定二六)。

(4) 銀行の解散

銀行の解散は、株主總會の決議が成立しても、殖民地銀行監査委員會の答申、及閣議の決定を経て大統領令を以て公布するにあらざれば、効力を生ぜぬ(定六四)。

係訴の場合は、各株主は、法定住所を、巴里に設定することを要し、特定住所を選定せぬ場合は、一切の行爲、通告、催告及一切の特別法律行爲は、セーヌ縣初審民事裁判所及書記局に對して、表示すること効力を生ずる(定六五)。

(ロ) 銀行の營業上の拘束

(1) 割引手形と貸付金

約束手形又は營業地區内の爲替手形の割引にあつては、資力の明白である連帶保證人が、一名又は一名以上であつて、期限百八十日以内の手形であること、貸付金、當座貸は、右と同條件で、期間が六ヶ月以内であることを要する(定一四)。

(2) 買爲替手形

海外拂の爲替手形の割引は、確定期限のものでは、百八十日以内、内國他地方拂手形では、一覽後九十日拂、海外拂では一覽後百八十日以内のものに限る(定一四)。

(3) 船荷證券

指圖式であつて、合法的に裏書したもので、保險證券の添付しあり、庫入證券又は、在庫證に換へ得られる性質のもの(定一四)。

(4) 信用狀の發行

保證を徴すること(定一四)。

(5) 佛國又はその殖民地公債への應募。

殖民大臣から、特別の許可を得た場合を除き、應募總額は、準備金の半額を超過することを得ず(定一四)。

(6) 企業投資

本支店出張所々在地の、經濟、工業、商業、農業又は海運事業の創設、又は構成に参加する場合は投資總額は、準備金の半額を超過することを得ず(定一四)。

(7) 不動産の收得

事務所及附屬家屋、倉庫、使用人住宅用以外には、不動産を所有し得ない、債權執行取得物件に該當する不動産は所有し得るが、成るべく速に處分することを要する(定一四)

(8) 代理行爲

銀行は、第三者の代理行爲をなし得るも、之れに依つて銀行独自の責任を取ることを得ず(定一四)。

(9) 融通手形及銀行關係者署名手形の割引禁止。

關係者が、同一系統に屬し、且つ取引要因も、取引價格もない、手形の割引は、拒絶することを要す、銀行代表者の署名ある手形は、割引することを得ず(定一七)。

(10) 銀行使用人の職業拘束

銀行の使用人は、取締役會の承認を経るにあらざれば、商業に従事し、若くは商事企業に關係することを得ず(定一七)。

(11) 約束手形の發行

銀行は、自行の署名ある約束手形を發行して、資金借入をなすことを得ず(定二七)。

(12) 實際報告表の公表

六ヶ月毎に、佛國共和國官報及營業所々在殖民地官報に、實際報告表を公表することを要する(定二八)。

註—之れは殖民地銀行法に依る特別な規定である、佛國の株式会社は、稅務署へ決算報告書を提出する義務ある外、廣告の義務はない。

(13) 故障付債權のこと

故障付債權で、一ケ年以上となるものは、その元金の四分ノ一以上の金額を以て、資産勘定中に包含せしめることを、禁止する、即ち最小四分ノ三は、損失に計上することを要す(定二九)。

(14) 使用人退職準備金

使用人の爲め、退職準備基金を作らざることを要す、その規定は、殖民大臣の認可を経ること、基金は使用人と銀行と各同額の拂込に依つて構成する、利益金中よりの繰入金は、取締役會が定めた比例に依る(定六三)

(15) 清算の發生

營業に依つて生じた損失で、資本金の三分ノ二を失ふに至つた場合は、合法的に、清算が發生する、同様の理由で、資本金が半減された場合は、株主總會は、清算を要求し得る(定六四)。

第四節 爲替資金問題の解決

A、爲替安定政策

新印度支那銀行の構成が、外部的に與へた最大の効果は、従前解決すべくして、不定の裡に彷徨した爲替資金問題の解決であつて、之れは外國銀行に取つて、營業上の桎梏を全然取り去られた新紀元を劃するものである、西貢の爲替市場は、此の爲めに、面目を一新して、従前の如き無拘束變動の源因は、全然除去された、吾人に残るは、單に關稅の問題のみとなつた。

金塊本位は、對外爲替の安定に、最も伸縮性に富む點に於て、優れて居ることは、茲に説く迄もない、金爲替本位を捨て、金塊本位制を採つたことは、佛國が將來印度支那に於ける、完全な利益保存を主眼としたことは、その數次の幣制委員會の、研究の結論に照して知り得る、即ち殖民地に於ける、佛國の經濟利益を、本國將來の、經濟界の動搖を離れて、完全に保存することが、從來の殖民地帝國主義に基いて、殖民地經濟を、母國の途伴とすることよりも、有利であることに結論したことは

一つの大きな進歩であつた、此の方式が、完全に實行されれば、自然力の豊富な印度支那は、將來益々、經濟的基礎を確立し得べく、前途政治上、經濟上尙疑念を抱かしめる本國に比して、却つてより以上安全な、投資地區となり得る、可能性があると云はざるを得ぬ。

對外爲替の安定は、隨つて最も、重要な政策となる、その根本方策は、在外資金の運用にある、一般に信せられる處に依れば、約五千萬金ピアストル位は、最小限度に於て、必要とされる、之れは季節的に起る、輸入超過と、本國政府への送金、殖民地公債の利拂、民間企業會社の配當金その他の收益及收入金送金、在留民の送金等を基として、概括的に算出した、必要額である、之れに對し政府の基金充當法は、舊ピアストル銀貨の、改鑄益金を主とするが、幣制改革準備時代から、政府勘定で賣却した額は、約六千萬弗であつて、此の改鑄益金は尙一千万弗位のものであろう、政廳は順次殖民地公債の、募入金を有することとなるを以て、當面の問題としては、支障を來さぬこととなると思はれる。

爲替安定の第二方策は、西貢爲替市場の統制である、銀本位時代に於ける、西貢市場は、銀爲替の特質から來る、自動的騰落が、既に大なりし上に、政府の銀貨輸出入禁止に依つて、ピアストルの奔騰性を煽つた外、市場爲替資金の、需供不調節の爲め、更に對外相場の奔騰性を強めた、此の結果、西貢の對外爲替は、恰も無軌道の如き觀を呈し、貿易の季節的偏倚に際しては、殆んど無際限に騰落し得べき、可能性を有した、舊制に於ける此の状態の、經濟界に與へた影響は直接には貿易の障害と物價の不安定とであり、間接には、投資の支障と、産業の動搖とであつた、乍併此種の障害を起す、上記の三つの原因の内、第二、第三、即ち銀貨の輸出入禁止と、爲替資金の需供不調節は、人爲的に除

去し得、爲替の騰落は、單に銀價の高低に止め得べき性質のものである、爲替の變動を、此の點に防止するを得るとすれば、銀本位を支持する限り、一般經濟界に及ぼす爲替の影響は、強て之れを云へば、第二次的性質を有するものであり、印度支那の如く、輸出力の強い國にあつては、先づ餘り憂ふべき、結果を産まぬ性質であるべきである、故に過去に於ける、極度の障害は、その主要原因を、政府の爲替政策に歸すると、云ふを得べしと信じる、一九二〇年、兌換停止時代に於ける、フラン買上制度は、爲替の變動を、銀價騰落點に防止し得て居たことは、此の切實な例證である。

併し乍ら、新幣制下にあつて、對外爲替の不安定を招くに至らば、その影響は、第一次的であつて統治政策上、開拓政策上、甚だ重大な結果を生ずる、爲替の不安定に基く、直接の結果は、Inflationとなり、Deflationとなり、直ちに金塊本位制の實質を、動搖せしめる、此の制度の下に、再び往年の兌換停止、又は金の輸出禁止を實行すること、ならば、幣制の根底を覆へすものであつて、經濟界の混亂と、産業の不安定を招き、惹て統治上の惡結果を來し、往年の銀本位に比して、遙かに伸縮性に缺けて居る、將來、窮境に處して、出來得べき方策は、單に或程度迄の平價切下の、一方法あるのみである。

政府は此の點に付いて、充分の決意を示して居るらしく見へる、新制度は、印度支那銀行と政府との關係を、極めて明瞭に規定し、Inflationを利用する途なき程度となつた結果、豫算の編成に當つて一九三〇年以來、極力緊縮方針を採り、開拓事業の遂行に對しては、全然本國に於ける、公債政策に依らしめることとしたことは、大に注意を要する。

一方に於て、爲替市場の統制に付ては、政府は従前の苦き經驗に基いて、印度支那銀行に對して、明瞭にその義務を負擔せしめることとした、舊制度下に於ける同行は、市場の統制に、無拘束であつた程度に止まらず、却つて時としては、市場安定に、一種の反對傾向となる場合が多かつた、即ち市中銀行の競争者として、自由に市場に出動し、同行の爲替地位の如何に依つては、他行は殆んど拱手傍觀の外なき有様であつた、之れは一九二〇年の、幣制委員會の認める處であつたことは再三説く通りである。

新制度にあつては、政府は、印度支那銀行に對して、爲替統制に付て、二つの原則的義務を課した、第一は、一般的に、政府と爲替統制に付ての協力をなすことであつて、新協定書第十條は、「政府は何時にも、亦豫め如何なる性質の通告をも發することなしに、印度支那に於ける、爲替安定を計るに必要な、手段を採るべき權能を保留する、銀行は此の點に付て、全力を盡し、且つ自己の利益を除外して、政府に協力すべきことを契約する」と記載した、萬全を期した規定であつて、之れに依つて、印度支那銀行は、爲替安定の協力に付ては、些少の回避口實をも、有せぬこととなる、發券銀行にして中央銀行である同行が、爲替の安定義務を有することは、當然の歸結であるが、之れを斯くの如く力強く、契約に明記するを要するに至つた徑路は、過去の反映である、従前の西貢の爲替市場を知る者は、此の一節を見て、蓋し苦笑を禁じ得ざる處であらう。

B、爲替資金の供給

印度支那銀行に課せられた、爲替安定の第二の義務は、爲替資金の供給である、フラン賣上制度以來、印度支那銀行は、初めて爲替資金の供給に類する、方法を採るに至つた、驚くべく幼稚にして、狹隘であつた爲替市場は、一九二二年に至る迄、中央銀行の爲替資金の供給は、勿論のこと、銀行間

取引さへ存在せず、惹て又、爲替仲買人なるものもなく、各行は各自の得意先圏内に割據し、此の得意先なるものが又、銀行對立の狀況を利用して、極めて浮動的な厄介な性質を有した、フラン賣上制度は、市場の此の偏狭性に、一大革命を興へると同時に、戦後膨張した貿易金融は、従前の如き狭少な、習慣の永續を許さず、先づ銀行間取引の開始を見るに至つた、フラン賣上制の撤廢と共に、印度支那銀行は、之れに類似した、英佛貨の電信爲替賣買を開始し、次でクロス取引を誘引するに至つた。併し乍ら、従前の同行の爲替資金供給は、絶対に同行の義務的性質を有せず、之れを強制することの出来ないものであつた、勿論銀行間の厚意的受諾はあつた、特に正金銀行に對しては、殆んど總ての申込を、承諾したが、之れは例外であつて、同行としては、自己の爲替位置の *Cover* に利用する目的が、主であつた、従つて他行の申込に對しては必要な場合は、巧みに之れを回避するか、又は禁止的相場を出すのが例であつた、之れは銀行間取引のみならず、時としては、得意先の大額爲替に對しても、此の態度に出で、一般の批難を受けることもあつた。要するに、従前同行は、政府に於て、市場統制と爲替資金供給に付て、何の拘束をも加へることの出来ぬ制度下にあつた、政府の各行に發した、フラン賣上撤廢の、公式通知に於て、「今後爲替資金は、之れを市場の買人に求められ度し」と云つて、「印度支那銀行に仰げ」とは云はぬ、有様であつた。

従前の實例に鑑み、政府は、新制度の創始に際し、此の點に付ても亦、印度支那銀行に對し、明確な義務條件を賦課した、協定書第九條は、

(一) 印度支那銀行は西貢に於て、ピアストル對フランの先物賣買に應ずること。

(二) 西貢の手形交換所加入銀行の申込に應じ、三ヶ月若くは六ヶ月迄の、フランの直買先賣をなす

こと。

(三) 相場は、取引當日の公定相場とし、直先相場の開きは、同行が印度支那に適用する公定割引と佛蘭西銀行の割引歩合とを、最高低限界とすること。

(四) 同行は此の取引の保證として、第一回買取高の一五%の頭金に相當する金額をフランを以て、預託せしめ得る、之れに對しては、佛蘭西銀行割引歩合より、一步低率の利息を附ける。

(五) 此の性質の取引は、一口十萬弗以上であること。

(六) 最後に現行貨幣法が、改定されることあるも、同行は此の規定に準據して、依然として實行するべき義務がある、即ち之れに依つて、終始印度支那の對外爲替相場の、規則的變動と、常態的運行を、確保することを規定する。

西貢に於ける爲替市場不統制の實態は、既に過去に於て、餘す處なく示され、市場安定に必要な點は極めて明白に、實例を得來つた、而して此の規定は、從來行はれた、最悪の缺陷を救ふものであると共に、新貨幣法の實際的不便を補ふことに於て、最も重大な意義を有する、金塊の輸出入は、自由であつても、巨額ならざる高に對して、實行上不便が尠くない、印度支那地元に於ける實際の爲替安定は、此の規定に於て、充分効果を擧げ得られる。

此の條文の最も有効に働らき、且つ合理的である點は、直先の開きを、公定割引歩合に確定したことであつて、之れに依つて、西貢の爲替市場は、その變動の幅を、極めて確實に限定されることゝなる、之れ又、此の規定の、最も重大な意味を有するものである。

此の如く、現在與へられた材料に依つて、研究する限り、今後の印度支那の對外爲替は、安定すべ

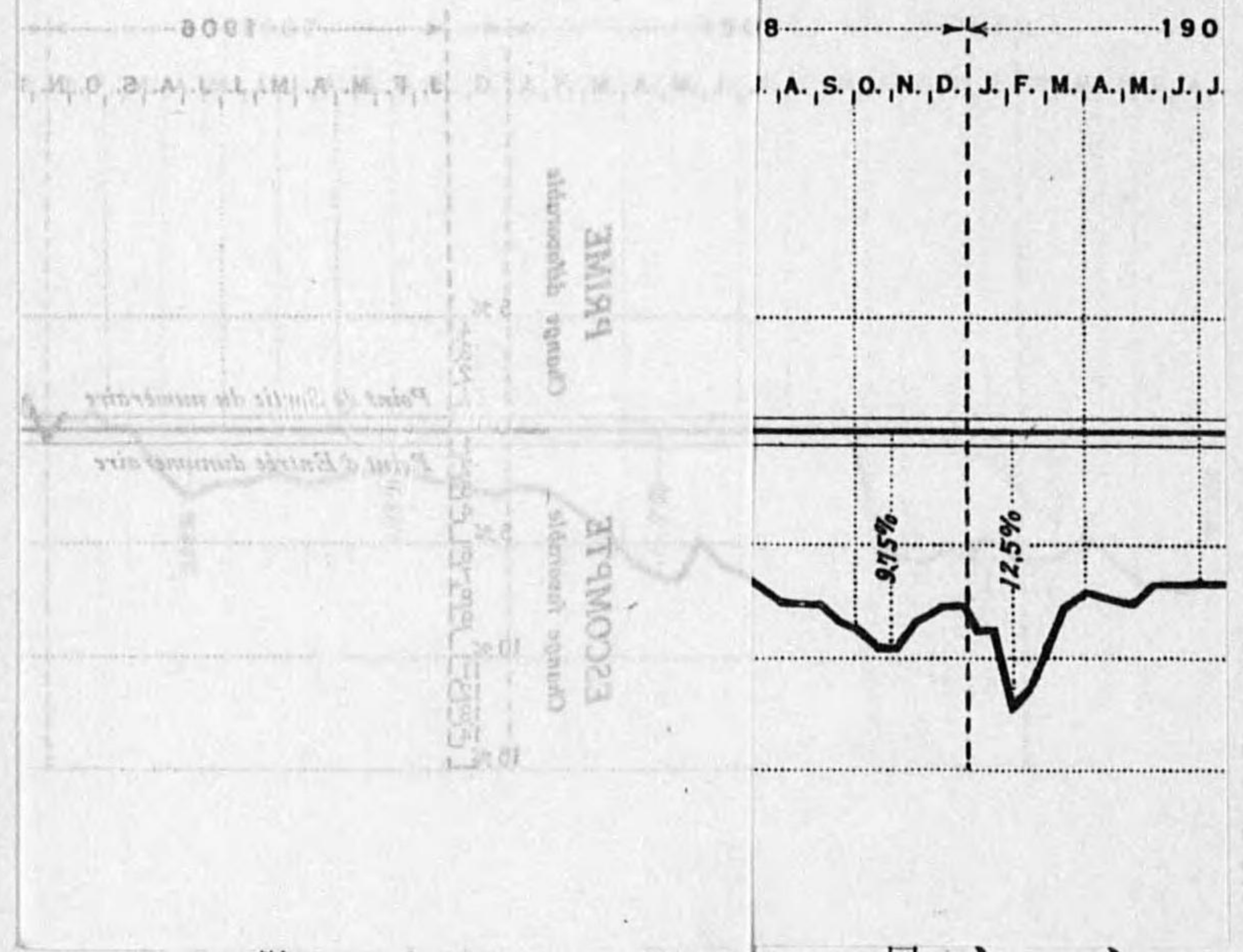
き充分の、可能性がある、世界不況の影響が、深刻となつて、貿易の逆調を見ることあるも、印度支那の自然條件は、その傾向は、極めて短期であろう、在外資金の運用の問題も、前述の如く、差當り支障を生ぜぬ、結局西貢爲替市場の統制が、充分に行はれ得るや否やの問題である、現在の制度は、規定に表れた限りでは、完全に近いものであるが、最後に残る問題は、制度の運用である、印度支那銀行の態度が、従前と異なつて忠實に、字義通りに、新制度を遵奉するや否やの問題である。

附 録

下記
殖
權
十
左記の
力を生
第一
印度支
拂込濟の
内四萬八
第一
政府に
發行權
銀行に賣
此の條
合は、政
但し

一、銀貨輸出入禁止後歐洲

CHANGE DE S.

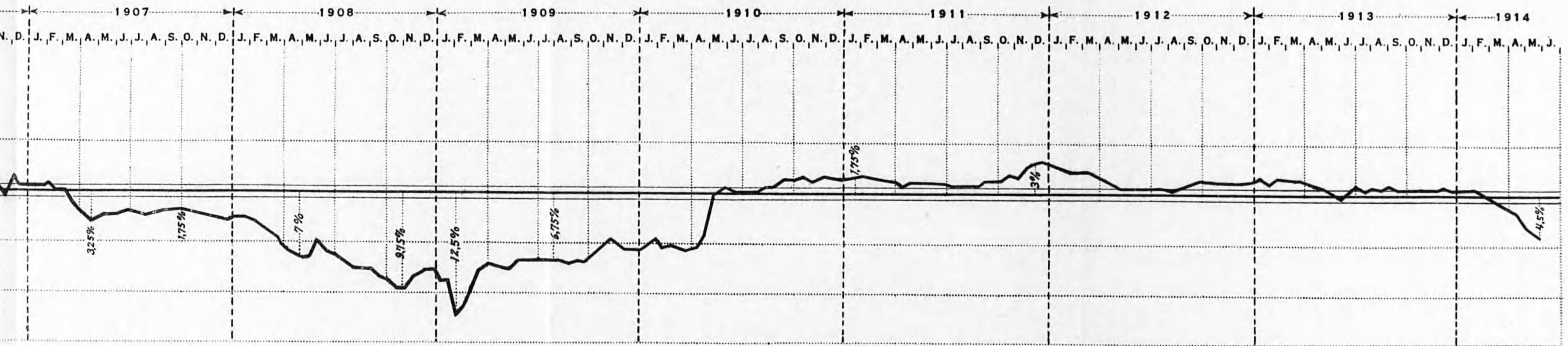


一九二九年十一月十六日付政府と印度支那銀行の協定書

、その職務
一九二九年
同時に、効
五百法全額
券集とし、
ものとす。
印度支那
拒絕した場
ことを決定

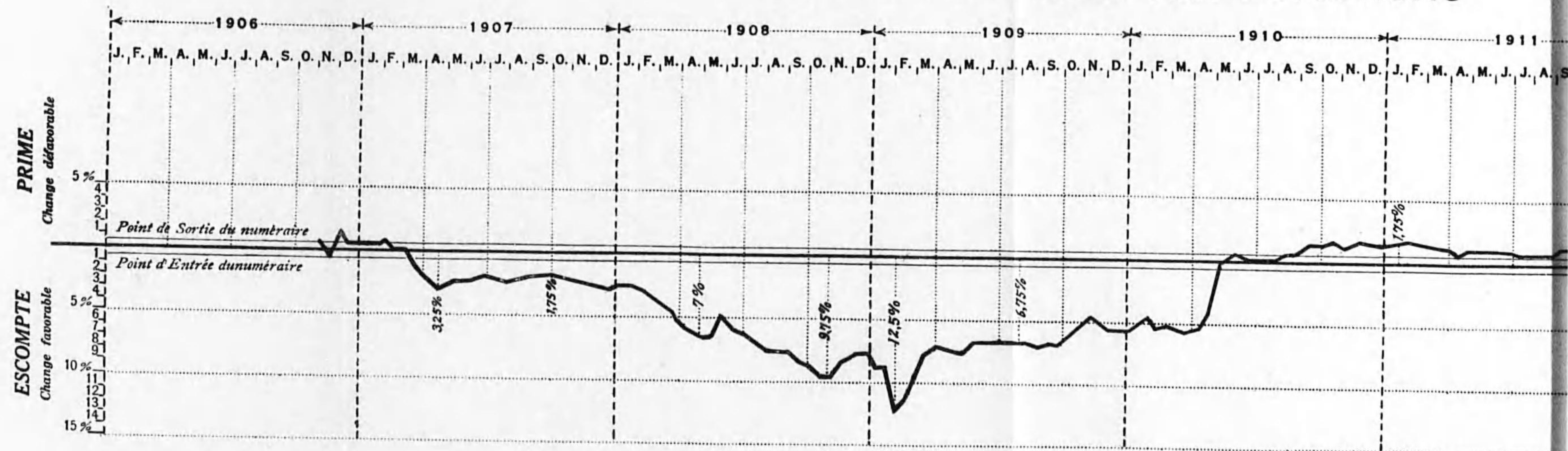
一、銀貨輸出入禁止後歐洲大戰前後の西貢より香港向爲替相場

CHANGE DE SAIGON SUR HONG-KONG



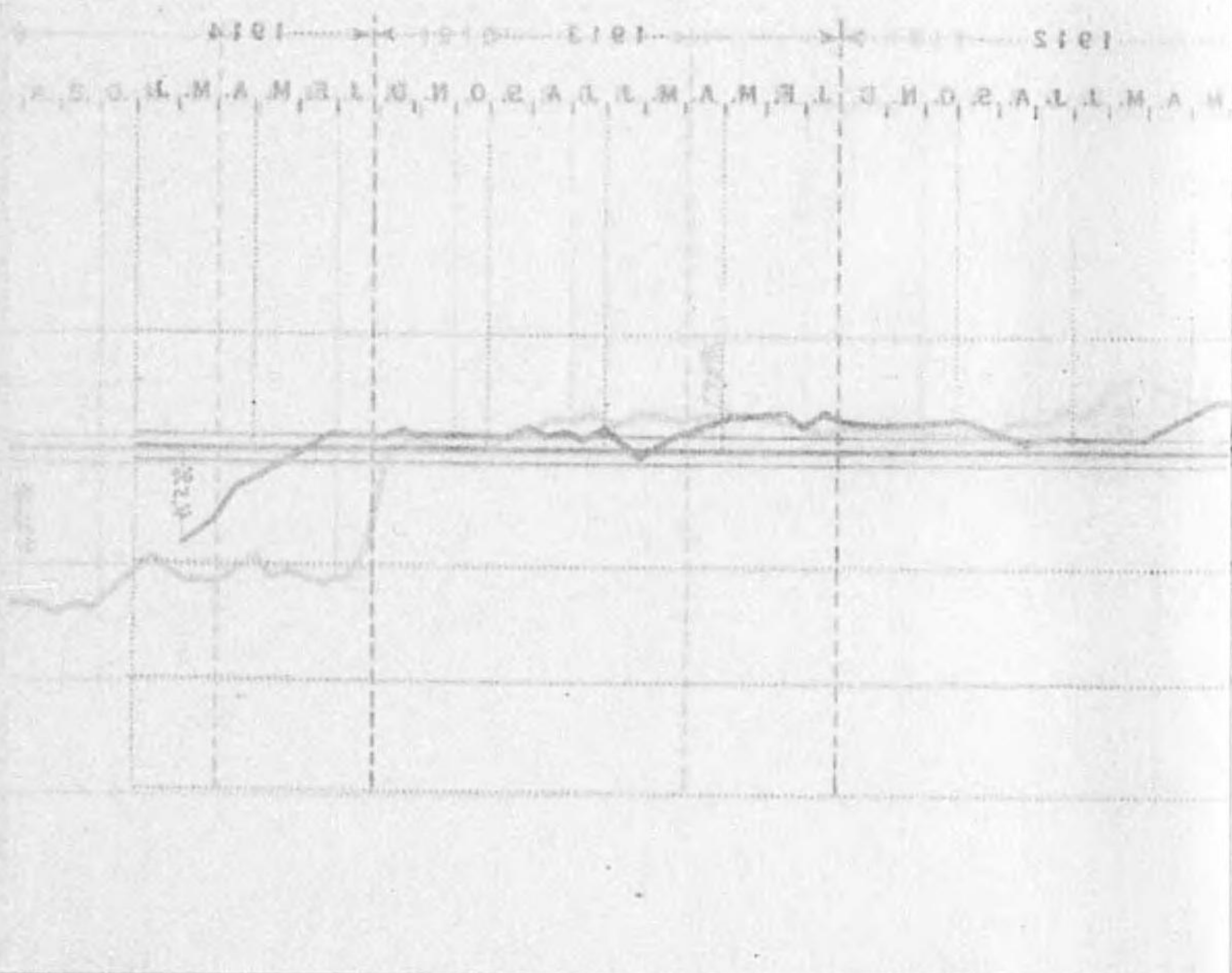
一、銀貨輸出入禁止後歐洲大戰前後の西貢より香港向爲替相場

CHANGE DE SAÏGON SUR HONG-KONG



大戦前後の西貢より香港向爲替相場

AIGON SUR HONG-KONG



二、一九二九年十一月十六日付政府と印度支那銀行の協定書

下記署名者

殖民大臣 Francoir Pietri は、その職務権限内に於て、及大藏大臣 Henry Cheon は、その職務権限内に於て、印度支那銀行取締役會長 Stanislas Simon は、同銀行を代表し、且つ一九二九年十一月六日附、取締役會の議決に因て與へられた、本協定締結に關する權能に基いて、左記の通り協定す、本協定は、之れを承認し、之れに基いて作成せられた法律の公布と同時に、効力を生ずる。

第一條

印度支那銀行は、前記法律の公布以後、三ヶ月以内に、公稱資本金七千二百萬法を額面五百法全額拂込濟の株式二十四萬株を以て、一億二千萬法に増資すべし、新株式九萬六千株は、平價募集とし、内四萬八千株は、政府に所屬す。

第二條

政府に所屬すべき新株式は、印度支那銀行が、發行權を有する限りは、之れを讓渡せざるものとす。發行權を更新せざる場合は、その期限經過後、六ヶ月以内に、政府は所有株式の全部を、印度支那銀行に賣却することを申込むべし、但しその條件は、政府で決定する。

此の條件の受諾又は拒否に付ては、銀行に、三ヶ月の期限を與へる、銀行が此の買取を拒絶した場合は、政府は銀行に對する、一切の義務を免れる。

但し、若し政府が、期限前に巴里取引所公定市場以外に於て、株式を處分せんとすることを決定

した場合は、印度支那銀行は、政府の此の特別處置に關すると、同一權能を有することゝす、政府は之れに關し、銀行に通告することを要し、銀行は、此の通告後二ヶ月以内に、前項の撰擇權を行使し得。

第三條

印度支那銀行が、その營業地域に屬する殖民地、又は殖民聯合體地區内に設置し得べき、支店は、一箇に限る。

銀行は、その發行權を行使する地域、又は海外諸國に於て、出張所又は分店を設置し得べき、權能を有す、但し後者の場合には、外務大臣の認可を要す。

政府は、殖民大臣の指定する地區に、新に出張所を開設せしめることを得、但しその數は、一ヶ年二箇所、合計二十箇所を超過せざること、又發行權終了前五ヶ年間は、此の義務を免除する。

支店出張所は、殖民地銀行監理委員會に諮問の上、殖民大臣及大藏大臣の建議に基く、大統領令を以て、開設又は閉鎖する、分店は、總督又は洲總督の總督令を以て開設又は廢止する。

第四條

本協定を承認する法律の公布後の一月一日若くは七月一日以降、印度支那銀行は、その發行權を行使する地域に屬する各殖民地國庫へ、以下規定の賦課金を、納入することを要する。

賦課金は、三ヶ月毎に納付し、銀行券發行額と、當座預金貸方殘高との、合計より、保有地金、現金、佛蘭西銀行券及同行への預託金、並に無利息又は限定利息に依る政府、殖民地政府、保護國政府への直接貸付金、又はその保證貸付金の、總額を控除したものを以て、基數とする。

賦課金額を算出するには、左の方法に依る。利率を異にする割引、貸付又は一時投資金の各勘定に

就て、當該三ヶ月間に收入した利息を各勘定毎に、合計額を算出し、此の各合計額を、各勘定に適用する利率で、割ることに依つて、當該貸出科目に對するその三ヶ月の收益發行一日平均比例基數を算出する。

右の方法で決定した各科目の、平均發行額に對し、以下規定の率に従つて、計算した賦課金を徴收する、本賦課金の年率は、左の通りとなる。

年六分を超過せざる利率で、實行した取引に、相當する部分發行額に對しては、貸出又は割引利率の六分ノ一。

年六分以上八分以下の利率で、實行した取引に相當する、部分發行額に對しては、貸出又は割引利率の五分ノ一

年八分以上の利率で、實行した取引に相當する、部分發行額に對しては、貸出又は割引利率の四分ノ一

右の部分發行額は、當該三ヶ月間に於ける、每營業日の收益發行額の、合計を、三ヶ月間の營業日數で、割つた數字を、基數として算出する。

右規定の賦課金は、一ヶ年二千萬法を下ることを得ず、本協定關係法の發布後、一月一日又は七月一日から起算する、但し賦課金計算の結果、此の二千萬法の金額が、割引又は貸付金利率の三分ノ一の單一率を適用して算出する一ヶ年想定額以上となる場合には、印度支那銀行は、單に後者計算による額を納付すること。

賦課金の徴收は、現存法規に規定され、銀行の負擔すべき諸税に、何の除外をも與へぬ、但し本協

約承認法の、發布以後に於て、既存租税の増率法又は新租税の設定があつた場合に、その増率又は新設が、本協定規定の賦課金を、課せらるべき諸取引に、該當する性質のものであつた場合は、その新負擔額は、賦課金總額若くは二十萬法の最小制限年額中より控除する。

第五條

發行權期間中は、殖民大臣の要求に依り、その規定した條件に従つて、印度支那銀行は、自行發行銀行券で、未だ兌換せず、發行後二十五ヶ年以上となる、未回収額に相當する金額を國庫局に納入すべし。

但し、此の納付を命ずる時期は、最長五ヶ年毎に一回とし、一回の納付命令に従つてなすべき拂込は、五ヶ年に分割、毎年拂とすることを得、之等の銀行券が、爾後銀行に呈示せられ、兌換した場合は、國庫で之れを負擔する。

第六條

銀行は無料にて、發行權行使地區の、殖民地政府に屬する國庫事務及その動産保管をなす義務を負ふ。

銀行は、國庫勘定に於て、政府金庫と同様に、銀行に支拂呈示を受けることあるべき、佛國々庫債券、大藏省證券、國民公債及發行權行使地區の殖民地公債の特參人拂利札の支拂を、無料にて取扱ふべし。

銀行は大藏大臣、又は殖民大臣の要求に依り、佛國國庫債券、大藏省證券、又は發行權行使地區の殖民地政府公債の募集事務を、無料で取扱ふことを要する。

第七條

銀行は、無料にて、國庫勘定拂込金の受入、國庫收入官宛振出され、又は讓渡された手形及小切手の取立、關係官の仕拂不諾署名ある、仕拂命令書の拂渡、自行に直接當座勘定を有する者、若くは自行に勘定を有する他銀行に、當座勘定を有する者が、國庫に對して有する債權の振替に依る決済、並に國庫名義の當座預金宛振出した出納官吏の小切手、又は振替命令の仕拂を取扱ふことを要す。

銀行は又無料にて、自行の支店出張所を経由して、發行權行使區域殖民地政府勘定に屬する、海外支拂を、取扱ふことを要する。

銀行は無料で、大藏大臣の要求に従ひ、支店出張所をして、國庫の所有する、正貨及有價證券の保管、並に國庫所屬の資金及正貨を發行權行使地區内にある支店出張所間に、移動の事務を取扱ふことを要す。

第八條

銀行は、印度支那總督府に對し、貳百萬ピアートルの、無利息國庫貸上金をなすこと、此の貸上金は、發行權終了期に返還すべし、銀行は又、發行權行使地區であり、フランを法貨とする、他の三殖民地で、右と同一條件の下に、各殖民地國庫に、百萬フランの貸上をなすこと、尙又、印度の佛國殖民地政府に對しては、同條件で、十萬留比の貸上をなすことを要す。

之等貸上金の、貸出方法と、償還方法に付ては、殖民大臣及大藏大臣と、銀行との間に協定を遂げること。

銀行は、既存契約に依つて、印度支那總督府保證の下に、貸出した地方農業金融組合への、諸貸付

金以外に、發行權行使區域の殖民地に於て、今後佛本國法令の下に、本體を構成し、總督又は洲總督に依つて、指定認可さるべき農業金融組合に對し、新に割引貸付勘定を開設すること、その金融は、組合の拂込資本と、同額を以て、限度とし、貸出總額最高制限額は、一千貳百萬フランとする、此の割引手形に、適用すべき利率は、公定割引歩合より、二分低率とし、最高制限率を年五分とする。

第九條

印度支那殖民地にあつては、印度支那銀行は、西貢に於て、印度支那ピアストルとフランとの賣買先物取引實行に従事し、西貢手形交換所加入銀行は、フランの直賣、三ヶ月若くは六ヶ月先買、即ち「クロス、ビジネス」に對する、ピアストル對價を、給付することを實行するを要す。

此の最初の取引に對し、適用すべき爲替相場は、當日の公定相場とすること。
直先相場の開は、之れを百分率に換算して、印度支那銀行が、その殖民地に適用する、公定割引歩合と佛蘭西銀行の割引歩合との、差率以内であることを要する。

印度支那銀行は、此の取引の保證條件として、最初の取引額の、百分の十五の頭金に相當する金額を、フランを以て、預拂することを、要求する權能を有す、此の預拂金は、期限に至り、佛蘭西銀行割引歩合より、一步低率の利子を付して、返還すべきものとす。

此の性質の取引は、一口、印度支那ピアストル拾萬弗以上であること。

此の規定は、現行貨幣法が、改定された場合は、適用し得ざるべきこととなり、その際は、更に、殖民大臣と、發行銀行間の協定を経て、新たに規定を設け、地方的需要に適合し、合法的需要に適合する、地方貨幣の設定流通に依つて、印度支那市場の、規則的連行を、確保すべきこととする。

第十條

政府は何時にても、又豫め如何なる性質の通告をも發することなしに、印度支那に於ける、爲替の安定を計るに、必要な手段を採るべき權能を保留する、銀行は此の點に付て、全力を盡し、且つ自己の利益を除外して、政府に協力すべきことを、契約する。

一九二九年十一月十六日、巴里に於て作成

殖民大臣 F. Pietri
大藏大臣 Henry Cléron
印度支那銀行取締役會長 S. Simon

三、一九三二年三月三十一日付、印度支那銀行發行權更新法

共和國大統領は、上院及下院の可決した、左記法律を公布す。

第一條

一八七五年一月三十一日、一八八八年二月二十日、一九〇〇年五月十六日付、大統領令に依つて、印度支那銀行に賦與せられ、一九二〇年以降、逐次大統領令で、延期した發行權は、本法公布の日以後、貳拾五ヶ年延期し、印度支那、大洋洲佛領殖民地、佛領印度、ソマリ佛領沿岸洲に、行使せしめる。

第二條

印度支那銀行の銀行券は、同行の營業する殖民地及保護國內に於て、官公金庫及私人間に、法貨として受入れられる。

佛國殖民地及保護國に於ては、支店のみが、銀行券を發行し得る。
海外諸國に於ける、支店出張所は、殖民大臣、大藏大臣及外務大臣の申請に依る、大統領令に基いて、銀行券を發行することを得る。

銀行券は、持參人拂且つ一覽拂とし、之れを發行した支店又は出張所で、兌換に應ずる。その兌換相場は、本法發布當日の、公定相場に依る、尙又殖民大臣と、銀行との協定で、特定した支店出張所でも、兌換をなし得る。

第三條

各支店は、銀行券の發行總額及當座預金勘定貸方殘高の合計に對する、保有準備は、常に最小その三分の一に相當する額であることを要す、保有準備は、銀行が發行權を行使する殖民地の幣制を規定する、立法的、施行法的且強制的法令に、適合せる構成であることを要し、地金、貨幣及貨幣又は地金に換價し得べき證券を以て構成する。

此の規定は、銀行券を發行し得る、海外諸國に在る支店出張所に對しても、適用する。

第四條

本法公布と共に、左記附屬書記載事項の、効力發生を承認する。

一、定款

二、一九二九年十一月十六日附、殖民大臣及大藏大臣と、印度支那銀行間に締結した協定書

右協定書は、印紙税及登記税を免除す。

第五條

印度支那銀行は、收穫擔保貸付、商品及物上質權擔保貸付、動産證券擔保貸付、その他銀行業者の權利擁護を目的とする、質權の設定に關し、一九一九年三月二十一日付法律に依つて、規定した一切の權利及特權を有す。

第六條

收穫擔保貸取引より生じた銀行に於ける當座預金、及銀行が承諾した貸出金に對しては、一切の差押を禁ず。

銀行の受取るべき、又は銀行が貸出又は割引した、諸手形諸債權證書の振出人、借主、引受人、裏書人又は保證人は、契約の履行、擔保その他の權利保全に關しては、商事裁判所の管轄に屬する。

第七條

國庫に留保された新株式は、印度支那銀行が、發行權を保有する限りは、國家は之れを讓渡することを得ず。

此の新株式の拂込に、必要な金額は、八千株は、政府に於て、四萬株は、銀行が發行權を行使すべき殖民地政府に於て負擔す、各殖民地は、株式より生ずる、利息及配當金を取得する。

銀行積立金の一部、又は全部の分配の場合には、國家所有株式に屬する金額は、國家の拂込みたる、八千株の全額に屬する、金額は國家へ、他の四萬株に屬する金額の半額は、關係殖民地へ歸屬する。

銀行清算の場合に、國家所有に屬する八千株、殖民地所有に屬する四萬株に關する資産配分額は政府は各殖民地に對し、先づその拂込額を辨濟した上、半部は政府に、半部は殖民地に歸屬する。

發行權消滅後、國家の所有株式を賣却する場合は、賣上金の配分は、前項と同一取扱同一比例に従ふ。

第八條

銀行券發行賦課金から生ずる歳入は、銀行の發行權行使區域に屬する殖民地の農業金融組合、又は農業發展を助長する目的の公共機關の設立、若くはその運用資金に充當すべし。
殖民地政府は、毎年此の歳入額の、收支計算を、殖民大臣に、提出するを要す。
協定書第五條の適用に依つて銀行が國庫へ拂込んだ納付金は、未回収銀行券の、發行區域に屬する殖民地の準備基金とし、爾後銀行へ呈示せられることあるべき、銀行券の兌換支拂は、此の基金を有する、殖民地政府の負擔とす。

第九條

一九一九年十月六日付、法の第十條の規定は、官吏又は本法附屬定款に従ひ、その任命權が、政府に保留されて居る職務に就いた退職官吏には適用されず。
但し、官吏又は退職官吏は、右の職務に就いて居る限りは、その職務と兼任して、本國及殖民地行政に於ける、監督、支配又は官權執行の職務を執行することを得ず。
國會議員は、職務停止後五ヶ年以内は、銀行の取締役會員たることを得ず、此の禁止は又、在職中の國會議員にも適用する。

本法は上院及下院の討議採決を経、國家の法律として施行す。

一九三一年三月三十一日巴里に於て

共和國大統領	Gaston Doumergue
内閣議長、内務大臣	Pierre Laval
豫算大臣	François Piétri
殖民大臣	Paul Reynaud
大藏大臣	P. E. Flandin
外務大臣	Aristide Briand
	以上

印度支那代理總督は、左記諸法令に基いて、左の通り命令する。

- 一九一一年十月二十日付、印度支那總督の權限並に、印度支那の財政及行政職決定の大統領令、
- 一九一一年六月二十日付、訓令、
- 一九三〇年十一月二十五日付、大統領令、
- 一九〇一年二月一日付、印度支那に於ける法令發布に關する大統領令、
- 印度支那銀行の發行權更新に關する、一九三一年三月三十一日付、法律。

單條

印度支那銀行の發行權更新を規定せる、一九三一年三月三十一日付法を、印度支那に公布す。
一九三一年五月二十六日、河内、 Rene Robin

四、一九三二年三月三十一日付、印度支那銀行定款

第一編 銀行の構成及其の取引制限

第一章 構成、存立期間及本店

第一條

印度支那銀行は、株式會社を以て、組織する、會社は、總て株式所有者を以て成立する、各出資者は會社の契約に對し、公稱資金の持分に限り、責任を負ふ。

第二條

會社の本店を巴里に置く。

會社の存立期間は、五拾ヶ年とし、一九二〇年一月二十一日から起算する。

第三條

印度支那銀行は、Saigon, Pouchicléry, Papeete, Djibouti, 及び Nouméa に支店を有し。

Bangkok, Battambang, Cantlo, Canton, Fort-Bayard, Haiphong, Han Kéou, Hanoi, Hongkong, Hue, Mongtze, Namdink, Peking, Pnompenh, Quinhon, Shanghai, Singapore, Thonhoa, Tientsin, Tourane, Vinh, Yunnanfou, に出張所を有す。

銀行は、印度支那銀行法附屬協定書指定の、條件に従ひ、發行權區域に屬する、各殖民地及外國に分店を設置すべし。

第二章 公稱資本

第四條

會社資本金は、既定の七千二百萬フランから、壹億貳千萬フランに増加し、一株五百法の、二十四萬株に分割、全額拂込済とする。

公稱資本金は、壹億五千萬法迄、増加し得る、増資は、取締役會の決議を経、殖民大臣及大藏大臣の承認を得て、一回若くは數回に涉つて、實行する、資本金は、壹億五千萬法以上に増資することを許さず、又減資は、臨時株主總會の決議が、殖民地銀行監理委員會の諮問を経て、大統領令の公布に依つて、承認されることを要する。

増資の場合には、一切の株主は新株式引受權 (Droit de Préférence) を有す、株式は記名式とする、株主金拂込證明書は、切取記入帳に依つて發行し、切取發行分には、取締役二名署名し、會社の社印を押す、此の内一名の署名は、署名判を使用し得。

銀行は、定時及臨時株主總會前、十五日間は、株式書換の義務を負はざることを得。

第五條

取締役會は、拂込要求不應株式の、賣却を命ずることを得、此の賣却は、書留郵便を以て、合法催告をなし、且つ巴里に於ける、法定廣告新聞紙及銀行所在殖民地官報紙上に、公告を掲載した日以後一ヶ月後に實行すべきものとす。

賣却は巴里取引所に於て賣買仲介人の仲買を経て實行し、一切の危険は、拂込遲滞株主の負擔とし之れに關しては、豫め法定手續に依る承諾を要せぬ。

かくして賣却した株式は、無効となり、舊株主に屬せず、同一番號を以て、新取得者に交附する。本條規定の方法は、會社が株式申込人に對する權利に因つて、採るべき普通手段の、同時執行を、決して妨げず。

賣却手取金が、遲滞拂込金を控除して、尙餘剩金ある場合は、その餘剩金は、舊株主に屬す。

拂込要求に應せぬ、一切の株式は、讓渡流通を停止する。一切の拂込遲滞金は、會社に屬する正當な權利として、期限當日以後、年八分の割合で、延滞利息を生じ、會社の取得となる、之れに付ては法定手續に依る、要求をなす義務なし。

第六條

株式の讓渡は、取締役會の規定した、書式に従ひ、名義書換に依つて實行する。

第七條

株式は總て分割を許さぬ、會社は一株に付一人の株主のみを認める。

第八條

株式に屬する諸權利は、何人を問はず、株式證券を所有する者に從屬する。

第九條

株式の所有は、その正當な權利の發生として、會社定款及株主總會への、參加權を有する。

第十條

各株式は資産の所有及利益分配に關し、發行總株數に比例した一箇の持分權を有する。

第十一條

一切の株式配當金は、株式證券所持人に對して、支拂ふことに依つて有効となる。

第十二條

株主の諸相續人、諸代表者又は債權者は、如何なる理由を以てするを問はず、會社の財産又は、有價證券に、封印を施すべき手續を採り、若しくはその分配競賣を要求するを得ず、又如何なる方法を問はず、會社の營業に干渉することを得ず。

第三章 銀行の營業

第十三條

銀行は如何なる場合及如何なる理由を問はず、本定款に依つて認められた、諸事項以外の他の諸取引をなすことを得ず。

第十四條

銀行の諸取引は、本支店出張所々在國に關する、經濟經營單一を目的とすることとする、右諸取引は左の通りとす。

(一) 發行權行使區域の殖民地で、諸法令に規定された條件に従ひ、持參人一覽拂銀行券の發行、

銀行券の形式は、殖民大臣及大藏大臣の認可を要し、定額は、取締役會で決定する。

(二) 約束手形又は地方手形の割引。之れは明白に、資力のある二名又は二名以上の者の、署名を有し、期限が百八十日を超過せぬものであること。

貸付金又は當座貸。右と同條件で、兩者共期限は六ヶ月以内であること。

(三) 殖民地、本國、又は外國向銀行、直接仕向又は裏書指圖ある爲替手形、送金手形又は小切手

の發行、讓受、割引又は買取、之等爲替手形又は送金手形の期限は、既に決定されてある場合には、百八十日以内のものであることを要し、不定期日のものであれば、地方關係證券にあつては、一覽後九十日以内遠隔地との取引に基く證券にあては、一覽後百八十日拂以内であることを要する。

(四) 流通し得べき、若くは不流通なるも、保證人ある、左記諸物權に對する、割引貸付。

A、庫入證券及公設倉庫又は鍵を正式に銀行に交付した私設倉庫、若くは銀行自身の倉庫に寄託した、商品に對する在庫證。

但し地方慣習で必要であり、又は銀行が、保證が充分であると認めた場合は、借主の手に占有中である商品に對して、貸付をなし得る。

B、耕作中の收穫讓渡。

C、指圖式にして、合法的に裏書した、船荷證券。

慣習に適合した保險證券の添付しあるもので、船荷證券が、船舶の到着後、前項に指定した條件に従ひ、積荷の全部又は一部は、庫入證券又は在庫證に、其換し得らるべきもの、但し例外の場合として、土地の慣習が、必要とする際は、船荷證券は、荷付爲替手形支拂人の單一保證の下に、同人に交付することを得。

D、佛國有價證券。

合法的質入に依る巴里取引所の公定市場で相場を有する證券、又は銀行の支店出張所を有するもの、政府若くは市町村が發行し、又は保證する證券。

E、金又は銀地金、貨幣若くは金銀素材品の寄託。

(五) 金、銀、銅及白銅素材の買賣。

(六) 金、銀地金、貨幣又は素材に對する貸付。

(七) 保護預り。

銀行が發行權を行使する地域内で、無利息で、一切の金額及一切の證券、地金、金及銀の地金貨幣又は素材の寄託を受入れること、但し保管責任は、不可抗力の場合を除くこと、貸金庫は右と同一條件に依る。

(八) 私人又は公共團體の爲め、一切の手形代金の取立又は決済、一切の送金爲替又は仕拂命令の仕拂。

(九) 殖民大臣、總督又は地方總督の認可の下に、發行權行使區域に屬する殖民地又は本國に於て、募集される一切の公共寄附金拂込を受けること。

(十) 約束手形、爲替手形、又は送金手形の發行。

(十一) 保證を徵して、信用狀の發行。

(十二) 佛國國庫宛振出の爲替手形、又は仕拂命令の割引。

(十三) 佛國又は外國に於て、自行勘定を以て左記爲替手形又は爲替券を割引せしめること。

二名の商業保證若しくは、指圖式であり、正當に裏書し、慣習に適合した保險證券を添付した船荷證券を、保證擔保とした手形。
公定割引歩合は、取締役會に依つて、各殖民地別に決定する。

此の公定歩合は、印度支那では、未經過期限が、最長三ヶ月以内であり、三名以上の資力ある者の、署名を有する指圖式手形に適用する、右署名者の内一名は、西貢手形交換所の組合員である銀行であることを要する。

印度支那以外の殖民地では、未經過期限最長三ヶ月以内で、明白に有資力である、三名の署名ある、指圖式手形に適用する。

本定款で、規定した除外例及印度支那總督府又はその他の殖民地政府保證の下に、承諾することあるべき、諸貸付金の場合を除き、各殖民地に於て、銀行が割引貸付業務に適用する、最低利率を以て、公定割引歩合とする。

(十四) 佛國又は外國に於て、金、銀、銅、白銅貨又はその素材を、買入れしむること。

(十五) 自行取引先の勘定に於て、豫め代金受拂方法を決定した上、常用公認仲買人を介し、一切の取引所賣買をなさしむること。

(十六) 佛國國家又は殖民地公債の廣募、但し殖民大臣から、特別な認可を得た場合を除き、廣募總額は、準備金の半額を超過することを得ず。

(十七) 本支店出張所々在地國に關係ある、經濟工業商業農業又は海運事業の創設、若くは構成に參加すること、但し此の投資總額は、準備金の半額を超過するを得ず。

銀行は自己の事務所、附屬家屋、倉庫及使用人住居を建設する爲め、不動産を取得することを、此の目的以外に、不動産を取得することを禁ず、但し債權の回收又は、代物辨償の爲め、避くべからざる事由に因る公賣落札の場合を除く、競賣落札又は代物辨償承諾の何れの場合

を問はず、取得不動産は、出來得る限り、速に賣却するを要す。

銀行は又、第三者の勘定として、取引をなし、若くは代理人又は事務管理者として、第三者を代表し得るも、之れに依つて銀行独自の、責任を負ふことを得ず。

第十五條

前條の規定に従つて、要求すべき署名の内、一署名は、左の方法に依つて代位せしめ得。地方手形の場合、若くは不流通債券の場合には、第十四條に記載した、動産證券の寄託若くは庫入證券又は商品庫入證券又は受託證の差入、若くは後に規定する條件に従つて、耕作中の收穫の讓渡若くは金銀塊、貨幣又は素材の寄託、若くは、決済又は承認を條件として、殖民地政府に對する、一切の債權の合法的讓渡、殖民地政府が法的に認可した諸市町村に對する、債權の合法的讓渡、又は爲替手形若くは、爲替券の場合は、關係地方官憲に依つて、認められた諸市町村に對する、債權讓渡、若くは又、商品に關する、特定船荷證券、此の場合には、期限日數は無制限とす。

爲替手形の第二署名は、又、仕拂人より銀行へ發送する呈示前引受通知、又は支拂人が、振出人の爲めに、資金勘定を設定したことを、銀行へ通告した場合は、之れを省略することを得。

第十六條

銀行が割引し得べき、若くはそれに對して、銀行が貸出を承諾し、又は受入れ得べき、約束手形、爲替手形又は債權證書上、定款の要求する署名の一を、代位することを得べき物件、又は證券の貸出制限額及價格は、取締役會の規定する、内規に依つて決定する。

價格比例は、仲買人の評價した、時價を超過するを得ず、庫入又は船積商品に關係した場合には、

商業會議所の、評價を越へることを得ず。

金貨の場合は、全價格。

金銀素材の場合には、量目及品位に依る價格。

船舶の場合は、價格の半額。

收穫の場合は、價格の三分の一。

國家公債又は銀行が、支店出張所を有する國の政府が保證した證券中、殖民地で知り得る、最新公表相場表に表れた證券にあつては、その價格の五分の四、右以外の證券に、銀行が貸付をなす場合は、その價格の五分の三。

庫入又は船積商品は、所有主の負擔で、保險を附する、所有主が、豫め保險を附し、且つその保險會社が、銀行の承認したものである場合を除き、銀行自ら付保續を採る。

第十七條

銀行が割引した、諸手形證券には、銀行の支店出張所々在地國の、印紙税法が適用せられる場合には、印紙貼用を要する。

銀行は、所謂融通手形と稱せられる手形關係者が同一系統に屬し、且つ取引要因も、取引價格もない、手形の割引は拒絶するを要す、銀行代表者の署名を有する手形又は債權證書は、割引することを得ず、尙又、銀行使用人は、銀行の取締役會の承認を経ずに、一切の商業に従事し、若くは商事企業に關係すること能はず。

第十八條

銀行は、殖民地銀行に關する、一九一九年三月二十一日付、法律の條項に従つて、個人又は市民資格を有する、農事法人に對し、收穫貸をなすことを得。

此の貸出が、方行政官廳の仲介、又は保證の下に、行はれる際は、右官廳と銀行との、兩者に協定した、形式と條件に従つて、實行することを要する。

第十九條

收穫讓渡に依る不流通債權に基き、當座勘定を開設した際は、返済期限は、讓渡收穫の完了迄延期することを得。

銀行は、契約書面に記載して、貸出承認額の返済迄は、收穫に依つて生ずる作物は、實際生産の實現に隨ひ、法律の規定に従ひ、收穫讓渡貸付金を、物上擔保貸に、變更する様、順次本貸出の爲めに指定した、特定倉庫に納入することを要する。

第二十條

税關倉庫、銀行自らの倉庫證は本條の目的の爲めに總督府議會又は總督府議會の常設參事會を経て總督が、指定し若くは地方總督顧問會を経て地方總督が指定した諸倉庫は、公設倉庫と見做し、銀行の貸出勘定に屬する、諸證券の部分辨濟である、擔保物たるべき商品を庫入し得、庫入商品に對しては、受取證又は庫入證券を發行して、代表證券とし、之れを裏書の上、讓渡せしめ得、尙又私設倉庫の場合には、擔保貸契約の際、倉庫の鍵を銀行に交附し、銀行支店支配人又は出張所支配人が、受取證を發行し、此の受取證を、公證官吏が査證することで、交附が合法的に證明せられることに依つて、在庫物上質權設定の傳統的合法手續を完成するに、充分の効力を有する。

第二十一條

期限に至り、貸付金額の辨濟せられざる場合は、銀行は、書留郵便を以て、單純催告をなした後、八日以後は、擔保商品、質權の目的物、金、銀素材、讓渡を受けた收穫又はその生産品、擔保として提供された動産證券を、一切の異議抗告に拘束せられず、借主に對し、他債權者が行使する追及權に妨げらるることなく、一切の公吏をして、競賣せしむべき權能を有す。競賣は、貸付金の元金利息及費用の全額辨濟を得る迄、實行することを得。

第二十二條

諸手形及證券の仕拂保證が、第十四條及第十五條に列記した有價證券で、署名と代位されて居る場合は、銀行は拒絶證書作成後、又は書留郵便で單純催告をなした後、八日以後は、債權額回収の爲め商品又は證券を賣却せしめ得、耕作中の收穫の場合は、現地賣却か、作物占有の爲め、送達せしむるかの、兩手續を撰擇することを得。

第二十三條

第十四條第四節に列記した、有價證券の内の一種で、保證されて居る場合に、債權の形式が、不完全である時は、借主は、期限に先立つて、決濟をなす權能を有す、此の場合は、期日迄の末經過日數に従つて、利息を免除す。

第二十四條

銀行へ提供した附加保證は、諸證券上の署名者に對する、追究權を妨げず、此の追究權は、貸出金の元金、利息及費用の全額回収迄、銀行の利益を目的として、構成された特定保證の實現を目的とする、追究權と同時に、行使することを得。

第二十五條

割引料は、經行日數に應じて徴收す、此徴收は、一日の場合をも含む、一日以上の日數の、一覽後拂諸手形に對しては、割引料は、一覽後日數を以て計算す、手形が、割引の爲めに呈示された地以外の他地、若くは殖民地外の他地で、仕拂はれる場合は、一覽後期間日數と、距離に準應して、計算した期間を加算する。

第二十六條

銀行額當座預金に預托した資金、又は前に規定した條件に従つて、契約した收穫讓渡取引に基き、銀行が開設した資金勘定に對しては、一切の差押を許さず。

第二十七條

銀行は、自己の署名ある約束手形を以て、資金借入をなすことを得ず。

第二十八條

銀行は、六ヶ月毎に佛共和國官報及營業所々在殖民地官報上に、實際報告表を公表することを要す。

第四章 配當金及準備金

第二十九條

毎六ヶ月、六月三十日及十二月三十一日を以て、諸帳簿諸勘定を締上、殘高表を作り、銀行營業の結果を算出すべし。

故障付債権で、一ケ年以上となるものは、その元金額の四分の一を、超過する數字を以て、資産勘定中に包含せしむることを得ず。

第三十條

半季間に、收入實現した、金額より、一切の營業費、一切の消却金及取締役會が、構成すべき一切の基金繰入高を、減額した高を以て、半季純益金を決定する。

此の純益金は、左記の通り充當する。

(一) 準備金。拂込資本金額の百分の〇、五

(二) 第一配當金。實際拂込元金に對し、年百分の八に等しき、金額を株主へ分配すべき高。殘額を左の通り配分する。

損失補填準備金へ、 百分の五、

取締役會へ、 百分の五、

使用人へ、 百分の五、

第二配當金として株主へ、百分の八十五、

利益不足の爲め、株主へ百分の八の第一配當金を配分することが出來ぬ場合は、此の配當金の仕拂は、損失補填準備金の、支出に依つて實行する。

本條規定の、一切の配分は、殖民大臣の認可を経ずして、實行することを得ず。

第三十一條

配當金は、前條に規定した認可直後、巴里に於ける、本店營業所、支店及出張所並に取締役會の指

定した、諸銀行の營業所に於て支拂ふ。

第二編 營業の管理

第一章 株主總會

第三十二條

合法的に構成した、株主總會は、株主の普遍代表機關となる。

株主總會は、既經六ヶ月以後、最低二十五株以上を所有する、一切の株主を以て成立す。

二十五株以下の所有者は、總て二十五株定數を形成する爲め、集體し、その一名を以て、代表せしむることを得、佛國市民權を享有せざる者は、何人も株主總會に参加し、若くは代表參加をなすことを得ぬ。

銀行は、株主表を作成する、同表には、株主の姓名、住所及各自の所有する株式の數を列記する。

本表は、總會五日前に、株主關係に就て知らんことを要求する者の爲め、一切の株主の閱覽に供し總會當日は、會場に備付け置く。

出席票は、總會事務局で查證する、此の出席票は、銀行本店に寄託し、一切の要求者に公示することを要す。

第三十三條

總會へ、代表出席せしむる被委任者は、株主に限る。

取締役會は、殖民地居住の株主が、株主總會へ代表出席せしむることを、可能ならしむべき方法に必要な委任の形式を決定する。

第三十四條

討議は、出席員の投票の過半数に依つて、採決する。

貳拾五株を以て、一票権を生ず、出席員は何人も、自己の投票に於ても、代表投票に於ても、合計一千票以上の票決権を有せず。

第三十五條

總會は、自發權として、毎年六月三十日前に、會社の本店又は指定の場所に、召集通知に依つて開會する、總會は、取締役會に依つて召集され、會長を議長とする、會長事故ある場合は、副會長又は取締役會が、指名した取締役が、議長となる。

投票監査人の職務は、出席株主中の、最高株数所有者二人に依つて、執行する、その拒絶の際は、順次承諾者ある迄、次數者に移る、同數者の場合は、株式申込順次に依る。

總會事務局は、書記長を指名する。

第三十六條

株主總會は、會社の營業狀況及議事日程諸問題に關する、取締役會の報告を聴取する。

總會は、決算報告を討議承認又は否決する。

總會は、定款二十九條及三十條に従つて、配當金分配を決定する。

總會は、取締役會が提出した、諸問題殊に會社資本金の増加、會社營業の擴張、會社の存立期間の

延長、又は期限前解散、並に一般的に定款に規定され、又は規定せられぬ諸條項に就いて討議する。

總會は、取締役會の提議に基いて、取締役を任命する。但し、第四十三條に依つて、國家が任命権を有する取締役を除く。

取締役の任命は、要求ある場合は、無記名投票とす、出席員數の投票數は、絶對多數に依つて、決定する。

第二回投票を行ひ、尙絶對多數を形成せぬ場合は、第二回投票で、最多數を得た、二名の候補者に就て、決選投票を行ふ。

決選投票で、同票數となつた場合は、年長者を選擧す。

第三十七條

株主總會の討議は、第一回集會に於て、自己出席又は代表出席者にして、總會に参加した株主員數が、最低五十名以下であり、發行株數の四分の一の株主權を有せぬ場合には、無効となる。

右の員數及比率が、所要數に足らなかつた場合は、最小十五日の間隔日數に、第二回召集を行ふ、此新集會に出席した株主は、員數の如何を問はず、有効に議決をなし得るが、その議事は、第一集會の日程として、提出された事項に限る。

第三十八條

總會は、取締役會が、必要と認めた場合は、その都度臨時に召集し得。

左の場合には、臨時株主總會を召集するを要す。

(一)株主が、株式總數の、最小三分の一を集體し、取締役會へ書信を以て、理由を付して召集を

要求した場合、此際は二ヶ月以内に、召集するを要す。

(二)銀行の營業から生じた損失が、資本金の半額を減少を結果すべき場合。

第三十九條

定款の變更、既定存立期限以後の期間に、會社の存立繼續、若くは存立期限前解散の提議、會社資本金の増額又は減額に關し、討議する爲に召集した、株主總會は合法的に構成され、討議が有効となるには、會社資本金の最小二分の一を代表する、株主員數で、形成するを要す。

此の召集通知書には、集會の目的を、題目に表示する。

會社資本金の増額又は減額、定款の變更、既定存立期限以後會社の存立繼續若くは存立期限前解散の提議に關し、討議する爲めに、召集された株主員數で形成せられざる場合は、一ヶ月以内に、第二回總會を召集す、此の場合は、自己出席又は代表出席株主數に拘束なく、有効に討議をなすことを得。

第四十條

定時及臨時總會の召集は、株主總會の會員である、各株主人別に、株主が銀行へ指定した、記入帳面の住所へ、書狀を以て通知すること、並に集會前最短一ヶ月前に、會社の行爲公告に指定した、巴里に於ける、二つの新聞紙、及銀行が發行權を行使する殖民地の官報へ、廣告を掲載することに依つて實行する。

右の書信並に廣告には、召集の目的を略示することを要する、總會議事を提出せんと欲する株主は總て十五日以前に、取締役會へ前以て、その事項を呈示するを要す、取締役會は、該事項を日程に、組入れるべきや否やを決定す、取締役會が採決し、議事記入帳に登録し、日程に記載した以外の事項

は、討議々題とすることを得ず、總會の八日以前に、銀行の集約資産負債表を、會社本店に備付け、一般株主の縦覽に供することを要す。

第四十一條

定款に適合した、株主總會の決議は、一切の株主に効力を及ぼす、缺席者又は反對者をも強制する。

決議は、特定の記入帳に記載した、口述記録に依つて確證される、各供述書には、取締役會長、投票監理人及書記長が署名する、總會出席者の員數及その株數、確證する爲めの出席票は、供述書原稿に添付す、此原稿には、前と同様の署名を要す。

第四十二條

第三者に對し、株主總會の決議を證券することは、取締役會長の證明した、謄本又は抄本で成立する。

第二章 經營、經理及監査

第四十三條

銀行の經營は、最小十四名、最多二十名を以て組織する、會議に信任委託する、會員數中には、會長を含む。

取締役四名は、國家の代表者の資格に於て、大藏大臣及殖民大臣の提議に基いて、發布する大統領令に依つて、任命される二名の取締役は、殖民地代表者の資格に於て、殖民大臣の提議に基いて發布する大統領令に依つて任命される。

會長は、取締役會員中より選定し、殖民大臣及大藏大臣の提議に基いて、發布する大統領令で任命す。

取締役會の會員は、佛國市民權を享有する者であることを要す。

政府の監理官は、取締役會の會議に出席す。

第四十四條

前條規定の條件に従つて、政府が任命した六名の取締役の任期は、同一形式で解職した場合を除き原則として五ケ年とす。

他の取締役は、取締役會の提議に基き、株主總會で選舉す。

右取締役の任期は、五ケ年とし、毎年五分の一を改選す。

その解任退職者の順序は、抽籤に依つて決定す。

右解任者は再選し得。

取締役會に缺員ある場合は、取締役會は、臨時處置を以て、二十名に補足することを得、此の任命は、次期株主總會迄であつて、總會は、定款に従ふ決定的任命をなす。

缺員補充の爲めに、選任された取締役は、その前任者に委任された、職務執行期間を限り、取締役職務を執行す。

政府の任命した、取締役中に缺員ある場合は、取締役會は、その旨殖民大臣へ通告す、之れに關し必要な處置を採ることは、殖民大臣の權限に屬す。

第四十五條

政府の任命した者を除き、他の各取締役は、職務執行に入るに先ち、四拾株以上の、所有者であることを證示することを要す。此の株式は、無拘束株であることを要し、讓渡を許さず、取締役職務期間中、會社營業所に、寄託存置することを要す。

政府の任命した、取締役の各員に關しては、國家は、所屬株の内より、四十株を分取し、右取締役の、行爲に對する保證として、その職務執行期間中、會社の營業所へ寄託す。

第四十六條

各取締役は、出席日當を受け、その金額は、株主總會で決定す、出席日當を決定する、第一回決議並に、その金額變更に關する、以後の決議は、殖民大臣の認可を要す。

第四十七條

取締役會は、會社營業の經營に關し、最も擴大した權能を賦與せられる、取締役會は、一切の營業に關し、討議し、銀行内事務の一切の規則を決定し、割引及貸付の料率、爲替相場、手数料、保管料、金銀地貨幣及素材、商品並に收穫の評價の標準となるべき、方法を規定する。取締役會は、定款の範圍内に於て、銀行の一切の取引に、効力を與へ、その條件を決定す。

取締役會は、第三十條に記載した、準備金及補填準備金の使用を決定し、割引證券として、受入れ得べき諸手形及債權證書を撰定し、撰擇排除の理由を示す義務なし、取締役會は、佛國及海外向諸手形證券の買入に關する資金の使用を許可決定し、銀行券上になすべき、署名を決定し、銀行券の回收及廢棄を決定す。

取締役會は一切の契約、取引、資金の使用、國庫債券その他の右價證券の賣買讓渡、債權その他無形

權の買入、保證は又は無保證にて、右の權利の讓渡、抵當權又は特定權の解除、對人權又は物權の拋棄、登記又は差押の解除に關する諸行為に對し、代償支拂の有無を問はず、之れを承認することを得、取締役會は、原告者又は被告者としての、一切の法律行為を執行し、和解又は法定破産財團に参加し不動產の取得又は讓渡、抵當物件の借入又は抵當權の設定をなすこと得。

取締役會は、原告者又は被告者としての、一切の法律行為を執行し、和解又は法定破産財團に参加し不動產の取得又は讓渡、抵當物件の借入又は抵當權の設定をなすこと得。

取締役會は、銀行が定款に規定せる以外の、取引をなさざること、銀行内規に規定した、形式で取引することを、監督する。

取締役會は、株主總會を招集し、その日程を定め、討議に附すべき、諸問題を決定する。

取締役會は、事務所組織、行員及使傭人の手當、給料、報酬及賞與並に經營に關する、一般經費を定める。

以上に指示した諸權能は、單純に記述的意味で列記したのみであつて、之れに依つて取締役會に屬する、一切の權能の諸原則に、何等の制限を付するものでないことを、茲に特に表示する。

取締役會は、その權能及執行權の全部又は一部を、委任すること得。

第四十八條

取締役會は、その會員中より、一名の副會長を任命し、外に一名の書記を置く。

第四十九條

取締役會は、最小一ヶ月一回、本店に開會する。

取締役會は、會社の利益上必要な場合、若くは政府監理官より會長へ、要求ある都度、特別會を開く。

取締役會の決議を記載する爲め、記入帳を備付け、供述書は、取締役會の承認した供述書は、會長及取締役會書記の署名を要す。

法定手續その他の必要の爲めに、作成すべき記入帳の謄本又は抄本は、取締役一名の署名を要す。

第五十條

取締役會の決議は、最小五名の取締役が、参加せざれば、無効となる、決議は、出席者の過半数に依つて、採決する。賛否同數の場合には、議長の一票は、裁決權を有する。

缺席取締役は、一定の事項に限り、取締役會員中の一人をして、會議に於ける決議に代表せしめることを得、如何なる場合でも、此の代表權は、一名の取締役に於て、本人以外に、一票以上の票數を與へぬ。

第五十一條

株主總會に提出すべき、銀行營業の諸決算は、取締役會で決定する、決算は印刷に付し、殖民大臣と大藏大臣へ提出し、株主總會々員の各員へ交附する。

第五十二條

取締役會は、殖民大臣と大藏大臣の認可を経て、營業支配の權能を委任した、總支配人を任命する。

第五十三條

支店支配人の任命は、殖民大臣の認可を経るを要す。

第五十四條

總支配人、支店及出張所支配人は銀行取締役會の許可を経ずして、一切の商業を營み、又は一切の商業企業に關係することを得ず。

第三章 監理

第五十五條

銀行は、殖民大臣に隸屬組織される、殖民地銀行監督委員會の、監理に従屬する。

第五十六條

印度支那銀行に關し、大藏大臣の承認通告を経て、殖民大臣の發した省令で、一名の監理官を任命する。

第五十七條

監理官は、取締役會の開議毎及株主總會に、召集される。

監理官は、定款及銀行諸規則の實行を監視し、銀行の各部に涉つて、監督を行ひ、出納状態、諸帳簿及所有投資證券の内容を表示せしめ、銀行帳簿の一切の抄本及謄本を要求する。

監理官は、會社の解散後と雖も、清算諸勘定の支拂結了迄、その職務を執行するを要する。

第五十八條

監理官は、毎月殖民大臣へ、銀行の營業經過報告表を提出す、同表へは、取締役會決議供述録の查

證謄本并に銀行全體、及各支店出張所の毎月實際報告表を添付することを要する。

監理官不在、又は事故あるときは、殖民大臣は、一名の補佐官を任命する。

第五十九條

殖民大臣は、各支店に關し、一名の監査官を任命する。佛國各殖民地にあつては、總督又は地方總督は、各出張所に關し、一名の監査官を任命することを得。

各監査役は、夫々所管の支店又は出張所に對し、第五十七條に依り、本店に於ける監理官に賦與したと、同一職權を遂行する、監査官は、その監察事項を、記入する目的で、作成した記入帳を備付けしめ、地方總督、總督及大臣へ申告し、且つ毎月一回又は必要の場合は數回、自己の執行した、監査を報告す。

監査官死亡、辭職又は事故の場合は、總督若くは地方總督は、一名の代理官を指定する。

第六十一條

監理官及諸監査官の手當は、殖民大臣が決定し、銀行の負擔とす。

第六十二條

殖民大臣及大藏大臣は、或は職權に基き、或は殖民地銀行監督委員會の申請に基き、適當と認められた際は、兩大臣の任命した委員に依つて、銀行の一切の帳簿、現金及營業状態を、検査せしめ得。

此の検査で生じた費用は、銀行の負擔とす。

大藏大臣は又、銀行の營業に關し、監査を遂行す、此の監査手續は、省令を以て規定する、監査より生じた一切の性質の費用は、大藏大臣が、毎年決定する、銀行の納付金の方法に依つて、決濟せし

める。

四五〇

第三編 一般規定

第六十三條

使用人の爲め、退職準備基金を作る、その規定は、殖民大臣の認可を要す。基金は、使用人と銀行と各同額の拂込に依つて、構成する。

第三十條に規定した條件で、利益金處分中の繰入金は、取締役會が定めた比率に依つて、基金は拂込むか、又は直接使用人へ賦與する。

第六十四條

銀行が營業に依つて生じた損失の結果、資本金の三分の二を減少した場合は、合法的に、清算を發生する、同一の事由で、資本金の減少が、半額に達した場合は、臨時に召集された、株主總會は、清算を要求し得る。

此の要求は、出席株主が、數に於て過半数であり、株金額が、資本金の三分の二以上の場合にのみ効力を生ずる、政府は殖民地并に第三者の全般利益が、會社の解散を宣言するを許すべきやを審査する、解散は、殖民地銀行監査委員の答申及、閣議の決定を経て、共和國大統領の、大統領令を以て、公布したことにあらざれば、効力を生ぜぬ。

第六十五條

係訴の場合は、又株主は、法定住所を巴里に設定することを要す。

特定住所を選定せぬ場合は、一切の行爲、通告、一切の催告及一切の特別法律行爲は、セーヌ縣第一審民事裁判所内、檢事書記局に對して、表示することに依つて、効力を發生する。

株主と取締役間に、存在することあるべき、一切の爭議起訴は、セーヌ縣裁判所のみに限定する。

第六十六條

會社の發行權の消滅を規定した、期限の二ヶ年以前に、株主總會を召集し、政府に對し、發行權の更新を要すべきや否やを、決定する。

第六十七條

會社の存立期限満了又は、期限前解散の場合は、株主總會が、反對の決議をなした場合を除き、その時期に存在する、取締役會に、會社存立中に賦與せられて居た、同一權能と資格を有する外に、清算人權能を賦與して、清算理事會としての、權限を與へ、清算事務を取扱はしむ。

取締役會が、拒絶し、又は事故ある場合は、清算は、株主總會が任命した、一人又は數人の清算人に依る。

株主總會は清算の方法を規定し、清算人の權限と報酬を決定する。

清算人辭職又は事故の際は、最大の要求者である株主に依つて、株主總會を召集し、その代理人を作る。

合法的に構成した、株主總會は、清算の道程中は、會社の存立中と同一の權能を有す。

會社の負債を支拂ひ、契約を完了せしめた後に生じた清算の純殘高は、株式に歸屬する、株式は、何れの性質を問はず、拂込済にして、消却せられぬ資金の高を限度とし、増資の際に、株主が現實に

四五二

拂込んだ、發行割増金をも包含す。

若し之れで尙、殘金を生じた場合は、一切の株主に、平等に配分する。

第六十八條

發行權享受期間中は、印度支那銀行法で、認許された株主總會の決議に依る外、本定款を改正することを得ず。

右、印度支那銀行の發行權延長を規定した、法案に附屬せしむる爲め、査閲せり。

殖民大臣	Francoir Piétri
大藏大臣	Henry Cheron
印度支那銀行	S. Simon

右、印度支那銀行の發行更新を規定する、三月二十一日附、法律に附屬せしむる爲め、査閲せり。

内閣議長	Pierre Laval
殖民大臣	Paul Reynaud
豫算大臣	P. E. Flandin
大藏大臣	F. Piétri
外務大臣	A. Briand

五、暹羅近代幣制史梗概

(通報二八一、二八二、二八五、二八七、及二九一號所載分再録)

一、王國史瞥見

印度支那半島史上の暹羅は南方に於ける矯暴兒であつた。老大國東蒲塞に撫育せられた湄南(メナム)河平野の古代 Thai 族は紀元十世紀既に母國反抗の氣勢を擧げ、新興の銳氣は次第に周圍を壓して北は緬甸を抑へ、東は東蒲塞攻略の雄志を續け、慘澹たる血戦を繰返して十六世紀に及んで居る、一二八〇年 Phya Ruang 王の即位後興隆の勢益々盛んとなり十三、四世紀に入つては之の爲め本國王朝の勢威は漸く衰へ、東蒲塞は國を擧げて防備に困憊し一つの暗黒時代を出現した。クメル王朝衰頽の端緒は既に此の時期に始まる。

一五八一年 Lovek の陥落に依つて暹羅は遂に Angkor 諸州を得て兩國の爭覇戦は一段落となり以來主客顛倒して東蒲塞は暹羅の屬國と等しい状態となつた。佛國の干渉は一八六〇年に始まつたが、一八六三年八月十一日佛東條約に次で一八六四年六月三日東蒲塞王「ノロドム」の即位前日に至る迄暹羅統監は東蒲塞首都 Ou Dong に駐在して内外の施政に絶大の權力を揮つた。

十九世紀後半に入つて西に英勢力の確立、東に佛國主權の樹立を見、一九〇七年佛暹條約に依つて Battambang 州を東蒲塞に還付し老撾(ラオス)南部諸州の所屬改訂を行つた以後佛暹間に相互不干犯の了解成立し現在の國境を確定した、慄悍なりし白象王國は茲にその膨脹史を終つて現代の平和な産業國を見るに至つた。

二、一九〇二年迄——銀本位の悩み

古代の暹羅幣制は東蒲塞と同一である、銀貨を使用するに至つたのは極めて近代に屬し印度支那半島諸國と等しく Pillar Dollar の侵入に初まる、厘錢、蹄銀、塊銅銀等は既に早くから支那人に依つて輸入せられて居たと云はれて居る、極めて近代に至る迄補助貨小銀貨及銅貨は銀銅の扁平小片であつた。

Tical の語源に就いては今尙學者の間に不明である、支那人は之れに「銖」と云ふ字を宛てた、Tical が暹羅近世の本位貨幣の名稱となる前に既に國內量目の單位となつて居たことは事實である、近世に於て銖は十五「瓦」に等しい重量となつて居り、貨幣「チカル」は銀量目を十五「瓦」とした。

十九世紀後半に至る迄市場流通貨幣としては「チカル」を見ること稀であつて主として小銀貨 Piang (1/8 Tical) 及銅貨 Song Pai (1/32 Tical) Pai (1/32 Tical) Att (1/64 Tical) が流通し、北部 Chiengmai 地方では留比が流通した。「チカル」が本位貨幣として定貨となつたのは一八九三年の勅令であつて「チカル」の法定價格を墨銀六十弗に付き百「チカル」即ち墨銀の五分の三とした。

一九〇〇年前後に於ける銀の續落は印度支那半島諸國に重大な經濟上の打撃を與へた、海峽殖民地佛領印度支那、暹羅共に甚しく影響を受け貨幣購買力の減少は産業貿易財政の各方面に甚しき變調を生じ、暹羅政府は外債の仕拂に過重の負擔を見るに至つた、増税か、幣制改革か、政府は賢明な方策として後者を探り、「チカル」を銀價騰落の桎梏から救はんとした、一八九三年英領印度の幣制改革が政府の注意を惹いたことは又金本位要望の一因である。

三、一九〇二年の「チカル」自由鑄造禁止と金爲替本位の採用

金本位は政府の最後の目標であつた、之れに達する最初の方策として先づ「チカル」銀貨の自由鑄造を停止することとし、一九〇二年十一月二十六日勅令を以て公布した、同時に大藏大臣は翌十一月二十七日付省令を以て「チカル」の賣却價格を定め、倫敦諸銀行に於ける政府勘定に振込むことに依つて、英貨一磅に對し十七「チカル」を交付すべしと規定した。

此の時迄外國銀行に依つて行はれた最も普通の方法は British Dollar 又は Mexican Dollar を輸入して直接に造幣局へ持込みそこで六十弗に對する百「チカル」の公定相場を以つて「チカル」を受取ることであつて銀塊を輸入することは極めて稀であつた。一九〇二年の勅令は切實に云へば此の取引を停止したこととなる。

此の勅令は所謂金爲替本位を意圖したものであつて、政府は之れに依つて金本位改定を一舉に實現せんとしたが、その希望は理論的には一九〇八年に至る迄、實際的には一九二八年に至る迄達せられなかつたと云はなければならぬ。

「チカル」の自由鑄造停止は銀貨國に大きな波紋を與へ反響は意外に大きかつた、銀價は低落の一途を進んで居た折柄として市場は條令の細目が判明するに先立つて、先づ之れを銀の實需減少材料として取扱ふことに注意を奪はれ發令翌日から銀塊は急落歩調となつた。

銀の暴落は惹いて支那及佛領印度支那に重大な影響を與へた、就中後者は之れより先き「ピアストル」の對外價値の下落に依つて産業と貿易に大打撃を蒙り對策に就いて一般輿論の沸騰しつゝあつた折柄である、之の勅令に依つて前日迄二「法」を維持した「ピアストル」は發令翌日一法九二に急落

し更に大きな衝動を與へた、一面に於て暹羅は又之れに依つて佛領印度支那の「ピアストル」との關係を絶つことを得た、當時の「チカル」は「ピアストル」とは今日以上に密接な關係を有し「ピアストル」崩落の影響を受けることも多かつた、暹羅と佛領印度支那は此の時 Batakbang 州が尙暹羅領であつたに拘らず、約十五萬噸に達する同州の米その他の農産は總て西貢に向つて輸出せられて居り「ピアストル」は之れが爲め暹羅に於ける需要が盛んで「チカル」との關係は甚だ緊密であつたが兩者は此の勅令に依つて銀貨として關係を全然絶縁されることゝなつた。

四、外國銀行の反抗

政府が第二段の方法として「チカル」に英貨に對する一定價值を與へたことは之れに依つて銀價との關聯を絶ち對外相場の安定を計つて純粹な金貨本位に入らんとする目的であつたが、その方法が余りに急激に「チカル」の金平價を切上げんとした爲めに市場に尠からざる混亂を生じた、就中その最も大きな影響を受けたのは盤谷に於ける外國銀行であつた。

政府は公定相場を英貨一磅に付き十七「チカル」即ち $1\text{ Tical} = 17\text{ shillings}$ とした、然るに此の時迄の市中相場は二十一「チカル」四分の三、佛貨は一「法」二〇であつたから、兩者の差三片十六分の一であり佛貨との差は二十八「山」となつた。

此の急激な人爲的變動は市場に異常な刺戟を與へ速かに救濟手段を講じなければ意外な混亂を持來さん形勢となつた、盤谷に於ける諸外國銀行は此の時迄事實上發行權を與へられて居た形であつて、その銀行券は暹羅國內に普及して居たが、新改定令で「チカル」法定價格を引上げられた結果、銀紙の開を生ずるに至り、兌換の要求が巨額に達した、一方に於て政府はその自由鑄造を停止することゝ

なつた爲め外國銀行は兌換に應ずる方法なく窮地に陥つた。

諸外國在留民、外國銀行、公使館及領事館は直ちに一齊に暹羅政府に抗議を提出したが當初は政府の態度強硬で到底救濟策を採る模様がなかつた、茲に於て盤谷の香上銀行、查打銀行、及印度支那銀行の三行は最後の手段として一時閉鎖を敢行した、銀行券の兌換を停止し之れに自發的に強制通用力を與へることを目的とした行動である、輸出入貿易は勿論國內商業金融に絶大な實勢力を揮ひつゝ、あつた三銀行の取引中止は恐慌的打撃を與へた、此三外國銀行の最後の要求の態度は急に政府を動かした一九〇二年十二月十日臨時對策として「チカル」の賣却價格を英貨一磅に對して二〇「チカル」買入價格を一磅に對し一九「チカル」二五とすること、之れと同時に政府は此の公定相場は一九〇三年二月二十八日迄、新嘉坡弗が一志七片以上となつた場合にはその四分の一片毎に四分の一「チカル」引上を行ふべきこと、但し新嘉坡弗が下落した場合は變更せず、その儘維持すべきことを前以て銀行業者に了解せしめた。銀價騰貴の場合に限り「チカル」價格を引上げることである。尙又政府は外國銀行に對し「チカル」公定相場の變動に依つて蒙ることであるべき損害の補償として政府が當時保有した準備額と同額迄の弗銀貨を輸入し、之れを十一月二十七日に於ける公定相場、即ち英貨一磅に付十七「チカル」を取扱ふことの權能を與へた、大藏大臣は之れと同時に外國銀行の保有する、若くは香港、新嘉坡、西貢より廻送途中にある海上弗銀を右と同相場を以て「チカル」と交換すべきことを協約した。

政府のこの善意的協調に依つて三外國銀行は再び開店し、市場取引は常態に回復した、此の協約に従つて香上銀行は四十萬弗、查打銀行は三十四萬弗、印度支那銀行は十萬弗を兌換した、彼等が之の

交換に依つて得た利益は相當巨額であつたが一方に於て彼等は支那商との取引契約上新舊「チカル」の解釋に紛争を生じ一切の舊取引に對し半額は舊「チカル」を以て半額は新「チカル」を以て決済せしめることに協調を余儀なくされた爲め、その差損を負担した、乍併一方に於て又彼等は自行の有する約五十萬磅の舊債務の大部分を新價格二〇「チカル」を以て決済することに依つて相當の利益を擧げ得、結局損失を免れ得た。

五、一九〇二—一九〇八年對外爲替相場の上

銀行業者との協定は單に過渡的方法であつて政府は標準相場一七「チカル」を回復することに銳意し總ての機會を逃さなかつた、之の意圖は幸にして強力な外部の援助條件を得た、日露戦争に依つて銀は再び強調となつたことである、之れと同時に暹羅の對外貿易は益々好調となり内外の機運は「チカル」の昂騰を助成した。

一九〇二年十二月末以降公定相場は漸次低下して一九「チカル」半から一九〇三年三月十二日一八「チカル」四分の三、八月二十四日一七「チカル」四分の一とすることを得た、政府の採つた「チカル」平價吊上處置は所期以上に成功し平均相場は一九〇三年一八・八四より一九〇四年一八・二八となり、一九〇五年には一七・九四となつた、一九〇六年印度政府の買上は更に銀市場の昂騰を招き之れを機會として政府は三月六日付閣令を以て賣却相場を一志三片即ち十六「チカル」とした。

政府の方針は能ふ限りの切上相場を以て金爲替本位を實現することであつたが、當初の銀行業者との了解は結局「チカル」の銀價追隨となり幸にして銀價は騰貴したが萬一逆調に逢ふに至らば初めの混亂を繰返すこととなり極て危険な境地にあつたと云はざるを得ぬ。併し乍ら暹羅政府の採つた針路

は隣邦に比すれば甚しく適切であつた、佛領印度支那政府は一九〇二年の銀崩落時代に幾多の苦難を嘗め乍ら尙遲疑逡巡遂に金貨改定に一步を踏出さず、海峽殖民地も尙一九〇六年に至る迄改定の實際効果を擧げ得るに至らなかつたが暹羅は兩隣接國貨幣の相場變動に引入られることなく、却つて之を「チカル」價格引上に逆用した。

一志三片の公定相場を維持する爲め國庫は一「チカル」に對し一志二片四分の三の確定相場を以つて一切の需要に賣應することを聲明し、公定相場との開きを四分の一片に限定することに依つて市場の投機を防止することを計つた。

最終の目的は「チカル」の價格の引上を待ち一定相場に安定せしめて銀價と全然隔絶した金「チカル」の設定であつた、對外相場の引上に努力する傍ら政府は通貨の統制と收縮に銳意し、外國銀行にあつた政府預托金の引出を計つた、一九〇三年一月に各行約五十萬「チカル」を減少せしめ以後漸次その回收を計ると共に紙幣發行を政府の手に收める準備を怠らなかつた。

最後に、而して最も重要な手段として一九〇六年六月に至つて漸やく爲替維持資金の集積を終つた、次いで四圍の情勢の好轉と條件の完成を待つこと十八ヶ月、一九〇八年十一月十五日新貨幣法を發布して王國に金貨本位制度を樹立した。

六、一九〇八年の金貨本位法

一九〇八年法に依れば本位貨幣を *Bank* と稱し、同時に之れに對し「チカル」と云ふ名稱を保存した、*Bank* の本質は五五・八「センチグラム」の純金を標準とし、實際流通に置かざる理論貨幣とした、之れに依つて金貨「チカル」は英貨一磅に對し十三「チカル」の法定比價を有することとなり、政府

は英貨一磅に對し買入相場を十三「チカル」賣却相場を十三「チカル」三三と公定した。

右以外本規定の主要な點は政府は貨幣の鑄造と紙幣發行權を專有する、但し個人は大藏省に金地を呈示して金貨を要求し得ること、大藏省は之の要求に對し金地純分百「チカル」(一五〇〇瓦)に對し二六八〇「チカル」を交付すること、大藏大臣は一「チカル」の金純分量が盤谷に於て純金五五・八「センチグラム」の市價以上となつた際は金地の呈示に對して銀「チカル」を發行交附することを得ずとすること等である。

參考の爲め左に以上に表れた數字を検するに次の通りとなる。

$$(A) \quad 1 \text{ Tical} = \frac{558 \text{ Centigram gold fine}}{1 \text{ Pound stg} = 7.322382 \text{ gr. gold fine}} = 13.1225 \text{ Ticals.}$$

$$(B) \quad 2680 \text{ Ticals Silver} = 1.500 \text{ gr. gold fine.}$$

$$x \text{ T} = \text{£} 1.$$

$$\text{£} 1 = 7.322382 \text{ gr. gold fine.}$$

$$1.500 \text{ gr.} = 36.180 \text{ gr. Silver fine (=2680 @ 13.500 gr.)}$$

$$(\text{Tical is } 15 \text{ gr. } 900/47)$$

$$13.500 \text{ gr. Silver fine} = \text{T} 1. \dots \dots x = 13.0826 \text{ Ticals.}$$

當初政府は本法の發布に依つて金貨の需要が激増することを豫期して居た様に思はれる、殊に金貨の實際流通は市場の貨幣條件を改善し、對外爲替價值の維持に力ある結果となること、尙又新貨幣法に依つて實質價格以上に騰貴した銀「チカル」の流通は直接に流通貨幣の實際價格を下落せしめ對外

爲替に悪影響を及ぼすべきことを憂慮した様に思はれる。

此の爲め政府は金貨鑄造を計劃し金貨「チカル」は複數單位に於て新たに鑄造される豫定であつた、同時に舊「チカル」銀貨は品位量目共従前の儘で流通したが新貨幣法は將來新たに條件と圖式を異にした新銀貨に改鑄すべきことを規定し、補助貨は新たに十進法を採用し、舊貨は漸次改鑄すべきことを規定した。

金貨鑄造は實際に不必要であつて、政府は絶対に金貨の流通を見ることなくして爲替は健全に維持された比律賓の實例、爪哇海峽殖民地その他の東洋諸國の實例に依つてその誤謬を知つた、第二の銀貨増加に付ては結局「インフレーション」を恐れたものであるが之は金保有準備を増加することに依つて容易に解決され得べき問題であることを知つた。

新貨幣法に依つて規定され新たに鑄造すべき豫定の貨幣は左の通りであつた。

(一) 銀 貨

1、Bahrt 又は Tical. 銀純量一五瓦五、總量一六瓦、單位貨幣として金「チカル」の代表貨幣となる。

1、Double Salung 又は 〇・五〇 Bahit.

1、Salung 又は 〇・一五 Bahit.

(二) 白銅貨

1、1〇 Satang 又は 〇・1〇 Bahit.

1、五 Satang 又は 〇・〇五 Bahit.

(三) 銅 貨

1. 1 Szung 又は 〇・〇1 Baht.

金貨は新改定法に於て 1 Dos 又は 10 Baht を鑄造すべきことを規定して居たが政府は前述の如く後に至つてその不要を覺り結局實現するに至らなかつた。

「チカル」の對外相場維持の目的を以て一九〇八年の貨幣法は他方に於て新に百萬磅の英貨公債を募集して特別準備資金を構成することを決定した、此の公債は順調に取運ばれ、その内一部十二萬七千五百磅は倫敦に、殘部一〇、四八二千「チカル」は盤谷に置き爲替調節資金として運用されることとなり、兩者の金額は爾後順次増加した。

一九〇九年より一九一四年に至る六年間に暹羅國庫が對外爲替維持目的の爲めに倫敦に於ける政府資金引當に賣出した高は八七二、四七八磅となる、國庫は此の對價として納入された一一・七五萬「チカル」の銀貨を回收して市場流通額の減少を計つた。

一九〇六年改定法の實施以來暹羅の産業は順調に進歩し、貿易は常に好調を示し連年輸出超過を持續して正貨の流入を助成し、準備資金は益々増額して爲替調節の目的を達した、但し一九一一年より一九一二年に涉り貿易は一時不振となり輸入超過を見たが爲替準備資金は完全にその職能を果し一九一四年の貿易好轉と共に金貨本位は再び堅實な基礎に立つを得た。

七、一九〇八年以降の發行狀態

金本改定の諸準備手段を講ずると共に一方に於て政府は紙幣發行に關する法規の改正を行ひ、一九〇二年九月暹羅紙幣條令を發布して政府の紙幣發行を規定した、此の時迄紙幣發行は盤谷に於ける三

外國銀行に依託の形式となつて居た、政府の發行額は一九〇二年九月三十日三二一、五七五「チカル」であつたが、一九一〇年三月三十一日一六、八三一、八二〇「チカル」一九一二年二三、七三六、〇〇〇「チカル」となり、以後順次増加したが一九一九年兌換停止令の施行と共に激増して一四三百萬「チカル」に達した、但し一九〇八年迄前記三銀行は依然として發行權を有した、一九〇二年十二月政府が外國銀行と協調するの已むを得ざるに至つた事由はその發行額が政府の發行額に比して遙かに大額であつた爲めである、政府は一九一二年に至り漸やく外國銀行の發行權を停止し得た、従つて發行權が事實上政府に獨占されたのは此の年以後である、一九二八年三月三十一日に於ける政府紙幣の發行額は一一九、四九八、一三五「チカル」である。

暹羅紙幣條令の第十條及第十二條は保有準備は「チカル」賣却に依つて拂込まれたる銀貨及國庫收入の充當に依つて構成せられ、保有準備と發行額との比率を七五%と規定した。

八、一九一九—一九二八年輸出禁止令と兌換停止令

一九〇八年法の實施に依つて政府は金貨本位の大本を定め對外爲替の維持に就ては爲替準備金の運用に於て多くの波瀾を見たが結局英貨に對する十三「チカル」の標準價格を維持し得、實際市場は以後數年間十三「チカル」と十三「チカル」半との間を往復したがその變動は極めて小幅に局限され政府は先づ完全に爲替維持の目的を達するを得て世界大戰時代に入つた。

歐洲大戰の波動は暹羅の産業、貿易各方面に好悪兩方面共大きな動搖を與へた、過去十年に涉つて安定を維持した幣制も變革の飛沫を受けざるを得なかつた。

一九一九年の銀價暴騰は先づ銀貨品位を六百五十に低下する必要を生じた、次で同年九月に至つて

政府は「チカル」の金爲替價格を變更して純金量五五・八「センチグラム」より六一・一センチグラムとし、金塊交換價格二、六八〇「チカル」を二、四三四「チカル」に引下げた。英貨に對して十一「チカル」八八となる、英貨は次で低落した爲め公定相場は漸次低下して十「チカル」八九遂に九「チカル」十七迄下つた。

一九二〇年一月十六日付、勅令は更に補助銀貨の品位を六百五十より五百位に引下げたが八月に入つて之れは再び六百五十に引戻された。

世界經濟變動の影響は大戦直後に至つて急激に暹羅を襲つた、經濟界は危機を孕んで物價は一齊に昂騰した、世界は戰亂の受難期を終つて急調に物資補充の時代に入り、歐洲の需要は激増したに拘らず此の時東洋諸國の農作は概して凶作であつた、暹羅の農産殊に米は需要頗る旺盛となつたが此の年米作甚しく不良で殊に一九一七年の大洪水被害の回復は遅々として進まず、耕地減少の儘であつた、此の結果需要は甚しく供給に超過し、加ふるに此の需要は豫期に反して長期に涉つた爲め米市場は異常な刺戟を受けて暴騰を續け、惹いて一般物價の著しい騰貴となつた。物價騰貴は隣邦佛領印度支那も同様であつたが之れは銀「ピアヌトル」の價格騰貴率に相殺され余りに顯著な結果を生じなかつたに反し暹羅は自ら固守せる金本位に累せられ物價は日に日に奔騰する有様となつた。

此の情勢は盤谷に於ける諸銀行の爲替資金の缺乏を來たし、國庫にその供給を要請する迄に立至つた政府は遂に一九一九年六月十二日の勅令を以て米の輸出禁止令を發布し、國內在米の涸渴を防止する方策を採らざるべからざるに至つた。

輸出禁止令が實効を擧げるには相當の期間を費し、政府は單に銀行業者の要求資金を供給する點丈

けでも既に巨額の發行を要した、發行額は一九一九年七月に入つて激増して一四三・五〇萬「チカル」以上となり最高制限額に達せんとし此の形勢は同年々末まで持續した。

然るに年末に近付いて形勢は急轉し、一九一九年十一月から一九二〇年三月に至る間に發行額は急激に低下して一〇八百萬「チカル」となつた、之れは米輸出禁止令の直接効果であつて輸出品の大宗たる米の輸出禁止に依つて銀行業者は従前と反對の立場となつた、輸出爲替の激減は輸入業者の需要に應ずべき外國貨幣を市場に得ることが不可能となり、政府に向つて爲替賣出を要求する額が激増した、此の結果紙幣は急激に回収され、英貨の賣出は増加して、爲替準備は一六、一六八千「チカル」に減少した、爲替資金の減少は重大な危機である、政府は遂に最後の手段として一九一九年末紙幣の兌換停止令を出し、危急の局面を切抜ける外はなかつた。佛領印度支那の情勢は原因に於て少しく之れと趣を異にして居るが、時期に於て、結果に於て、全然之れと同一であつて一九二〇年三月二十七日印度支那銀行券の兌換停止を敢行し、兩國は相並んで共に不換紙幣の國となつた、後者は強制通用の惡影響に堪へず急速にその撤回を見たが、暹羅は一九二八年四月十五日新幣制改革法の實施に至る迄遂に兌換停止令を持續する外はなかつた。

一九一九年十一月一磅に付き九「チカル」五四迄低下した公定相場は以後約三ヶ年之れを維持したが一九二三年一月英貨の回復に依つて買十「チカル」八〇、賣十一「チカル」二〇となり爾來市場は大約此の公定相場を上下したに過ぎず「チカル」は再び此の點に安定した。

九、一九二八の金塊本位法

金爲替本位を實質とした一九〇八年法は暹羅政府に苦い經驗を與へ、「チカル」は絶へず衝動を受け

た、政府は此の状態から脱け出せる事を常に要望してその時機を待望して居たが一九二六年の印度幣制委員会の建議案は尠からず暹羅政府の注意を喚び、之に準據して愈々新幣制の確立を計る事となりその研究と準備を進め、一九二八年四月十五日付、法律を以て遂に金塊本位制を採用するに至つた。新法に據れば暹羅の貨幣單位は「BAHT」である、之は「チャカル」の暹羅原語であるが「チャカル」なる語は使用せぬ事とした。

1 Bahtは金純量〇・六六五六七瓦とするが之は理論上の單位に止り、金Bahtの代表貨幣として1 Bahtの銀貨を使用する。此の銀量目は十五瓦、品位は千分の九百とする。補助銀貨の品位は八三五とした。

1 Bahtを百分し、SATANGと稱す、補助貨は50 Satang及25 Satangの銀貨と10 Satang及5 Satangの白銅貨並に1 Satangの銅貨の五種とする。

1 Baht 銀貨並びに1 Baht より100 Baht迄の紙幣は無制限通用力を有し50及25 Satangsは5 Baht迄、白貨銅と銅貨は各1 Baht迄通用力を有する。

試みに新貨幣法に依る金「チャカル」の英貨、邦貨、及米貨に對する純分比價を計算すると左の通りとなる。

- 1 £stg. = 7.322382 gr. gold fine : 1 baht = 21. d8181
1 £ stg = 11. Baht
- 1 Yen = 0.75 gr. gold fine : 1 baht = 0.887 Yen
1 Yen = 1.126 Baht
- 1 G. \$ = 1.5046656 gr. gold fine: 1 baht = G. \$ 0.4424
1 G. \$ = 2.2603 Baht

以上を綜合し現行通貨の條件と公差及強制通用限度とを表示すれば左の通りとなる。

暹羅現行通貨

幣種	名稱	量目	品位	公差		強制通用限度
				量目	品位	
銀貨	Baht	15瓦	銀900 銅100	1 Baht九・厘 千	千分の三	無制限
	50 Satang	7瓦	銀835 銅165	1枚八厘 千	千分の5.5	5 Baht
白銅貨	25 Satang	3.75	"	1千五・五厘 千	"	
	10 "	3.5	純	10千20厘	"	
銅貨	5 "	2	"	5千15	"	1 Baht
	Satang	6	銅95 錫4 亞鉛1	25千25	"	

銀貨 Baht の鑄潰點を見るに金貨の比率二片八一八一を標準として倫敦銀塊相場四四片〇一八六となる。

現行法に依れば紙幣は通貨で發行し1, 5, 10, 20, 100 及1,000 Bahtの六種となつて居る、右の外新貨幣法の主要點は左の通りである。

大藏大臣は盤谷に於て〇・六六五六七瓦の純金に對し1 Baht 銀貨若くは紙幣を交付又は受入れる事を要す、但し必要の場合は國內法貨と引換に外國金貨又は外國貨幣證券を交付又は受入れる事を得、此の交換比價は豫め規定された相場に依り、且つ盤谷とその取引決濟地との間の現送費用を以て

加減すべし、特に英貨は盤谷に於て一磅に對し買 10 Baht 80 賣 11 Baht 20 と定む、之等の請求は一口最低五萬 Baht なる事を要する事となつて居る。

十、準備金の構成

爲替の平價維持を主目的として新貨幣法は爲替資金と發行準備と合した單準備制度を規定したがそれは左の三要素より成る。

- (一) 紙幣發行準備及對外爲替維持の爲の資金及有價證券
- (二) 一九〇八年の金本位法に依つて構成した特別準備資金
- (三) Baht 及補助銀貨の改鑄益金

發行紙幣はその全額を次の準備に依つて Cover せられなければならない、但しその比率は特定されてゐぬ。

- (一) 金。
- (二) 金有價證券、買入日より満期に至る期限一年以上のものは一千四百萬バート相當額を超ゆるを得ない。證券の性質に關しては別に規定がないが定期預金證書を之に含むを得とされてゐる。
- (三) コール若くは七日以内の期限で大藏大臣の承認する銀行に放出され且つ金本位國通貨で支拂はるべき資金
- (四) バート硬貨、その數は常に五千二百萬若くは前年度末保持量(何れか少方)を超ゆるを得ない。

政府は準備金の一部拂出があつた時は必ず同額の紙幣を回収する事として貨幣の實需と流通額との合致且發行額と保有準備との比率確保を計る事を勵行して居る。

確實な筋よりの報告に依れば此の單準備は二箇所に分割され、一九三〇年一月の現在高は左の通となつて居る。

一、盤谷にある資金	約五二、〇〇〇、〇〇〇 Baht
二、海外にある資金	
一ヶ年期限の外貨證券	一三、〇七六、六八五
一ヶ年以内期限の外貨證券	四一、八五三、八八六
一覽拂その他の短期證券及現金	四六、四九四、九八一
小計	一〇一、四二五、五五二
總計	約一五三、〇〇〇、〇〇〇

十一、英國の金本位停止と一九三二年九月の改定

英國は去る九月二十一日以降より金本位を停止する事となつた、之が爲め暹羅は「バート」の對外爲替標準を英貨に置く事は相場の安定を缺き、爲替調節の目的を達する能はざる事となるべく、早晩改定を行ふべしと考へられたが果然九月二十九日付在盤谷矢田部公使の發電として中外商業新報所載に依れば暹羅政府は「バート」の對外爲替相場標準を従來の倫敦宛を廢止して今後紐育宛に改め、米貨金「ドル」一弗に付政府買入相場二「バート」二二、同賣渡相場二「バート」三〇とする旨二十九日付大藏省告示を以て發表し、之が爲め盤谷爲替市場の不安は一先づ一掃されたとの事である。報導

簡單で改定の詳細を知るを得ざるも政府が爲替維持の標準を米貨に變更した事は此際不得已得措置であつた。

十二、爲替維持策の成功

爾來米貨資金の設定に付いて、米國政府と再三交渉を重ねたに拘らず、必要額に達する迄の満足な結果を得られなかつた、一方に於て従前の倫敦に於ける英貨資金は其儘焦げ付となつて、此の爲め政府は米貨は元より英貨に對して極端に賣出を抑制し、後者は一志十一片四分の一見當を維持する方針であつた。十月中の市中相場は

紐育向	O/D 賣	41 $\frac{1}{2}$
	St. 買	45 $\frac{1}{4}$
倫敦向	O/D 賣	1/11 $\frac{3}{16}$
	買	Nominal

を維持した。新令に依れば米貨に對し賣二「バート」二二、買二「バート」三〇であつて、即ち賣四三弗四七八、買四五弗〇四五となり市中相場に比して甚しく懸隔があつた、英貨は英米「クロス」の如何を問はず常に一志十一片 $\frac{3}{16}$ であつて、十月三十日の盤谷市中銀行の公表三・八六 $\frac{1}{2}$ に依れば二志四片〇九八三となる。要するに暹羅の對外爲替は充分な在米資金の充實を見ざる限り安定を見ることは困難であらうと思はれた。

此の形勢は市場の憶測を生み、平價切下の風評となつたが、十一月十六日付を以て暹羅大藏大臣は盤谷所在各銀行の代表者宛左の聲名書を發した。

「政府は目下一般に流布されつゝある銖の金純分低下に關する風説は全然根據なきものを周知せしめたい」右に關する半公式説明は左の通りである。

(一) 爲替銀行に對して發した政府の聲明は一般に行はれた「バート」の切下に關する風説が全然根據なきものであることを明白ならしめる。

(二) 同時に政府は佛曆二四七一年(一九二八年)の貨幣法で規定した義務、即ち或る一定の相場で金爲替を供給又は買取るべき責任は今日迄の處では充分に果された、佛曆二四七四年十一月十六日の準備金の状態は左の如し。

準備金 一〇六、八〇〇、四八九 Baht

内譯

- (一) 金 四六、九一九、九九八 Baht
- (二) 金證券 (A) 一ヶ年以上の期限のもの なし
- (B) 一ヶ年以内の期限のもの なし
- (三) 「ホール」 貸付及七日以内の期限の證券にして金本位國通貨で支拂はるべき證券 } 七、八八〇、四九一 Baht
- (四) Baht 銀貨 五二、〇〇〇、〇〇〇 "
- 計 一〇六、八〇〇、四八九 "

發行額 九八、七九八、八三〇 Baht

右に依つて見れば政府の所有する金兌換及金爲替資金は貨幣法の規定する義務を完全に遂行するに充分である。

(三) 世界的貨幣危機は益々重大となり、主要な金融中心地に於て信頼すべき観測をなすことすら不可能である速度で擴大しつゝある。此の時期に際して此等市場に於て重大な經濟的利益を確保することは暹羅の如き遠隔の地からは至難のことである。

(三) 暹羅は幸にして甚だ堅實な幣制維持の基礎を有し、海外に於て強力な信認を有する。之の諸利益は之れを獲得する迄に幾多の困難を排除して多年の努力に依つて得た結果であつて現在では動搖すべきものでない將來世界の氣勢が暹羅の利益に轉換し、第二の幣制改革が必要となつた場合はその堅實な貨幣と健全な經濟状態とは最も有利な條件に依つて此轉機を利用せしめ得ることゝなるであらう。

(四) 平價切下その他の變革が齎らす利益は如何に眩惑的であつても、Bait の平價維持の原則的利益に及ぶべくもない。之れは慎重な財政政策を維持する暹羅政府の一貫した方針である。

發行 狀態

併し乍ら政府の米貨集中策は美事に成効した。本年一月十九日付、暹羅政府の發表した一九三一年十二月末の發行狀態は左の通りである。

發行 額	九七、六三二、六七〇 Bait
準備	十一月末より九四六、九四〇、〇〇〇 減
準備	一〇五、六三四、三二九、〇〇〇

準備 內容

十一月末より 十一月末より

金地	五二、四五五、七七一 Bait
金證	三、二二七、五八三 増
金貨國に於ける七日以内の短期	なし
貸出	一、一七八、五五八 Bait
減	四、一七四、五二三
Bait 銀貨	五二、〇〇〇、〇〇〇

尙金地金は Federal Reserve Bank New York 及 Banque de France, Paris に保管せしめ居ること、發行額に對する金準備は五四・九三%で十一月末の五五・三七%に比して〇・四四%の減少となつたことを發表した。

但し此の金本位維持は多くの懸案を産んだ、公定標準賣二弗三〇仙、買二弗二二仙は米貨四三弗四七仙が百チカルに對する賣値である。然るに昨年九月二十八日市中銀行の得た米英クロスは三・七九¹/₂であつた、めチカルの對米貨四三弗四七仙から英貨は一・一磅九志一・〇八片となるが各行の對英相場は1/9¹/₂であつた、即ち百チカルに對して八磅一八志四片⁵/₈に過ぎぬ。

政府がチカルの金純量切下に關する風説は無根據であると聲明した當時紐育相場を經由したチカルの相場は百チカルに付一一磅一〇志であつたが、盤谷の實際相場は九磅一三志二³/₄に過ぎなかつた、之れはチカルの金價格維持は輸入を奨励した結果を來し外國銀行の倫敦向賣溢に依る一つの現象

である、即ち金本位停止國に對するチカル價格の昇騰を來し外國貨物の流入を刺戟した、之は暹羅に取つて憂ふべき現象であつて輸入品價格は漸落するにしても無統制に此状態を繼續することは好まじからざる結果を齎らした、土民は之に依つて贅澤の惡風潮を増加するに至つたのみで單に外國銀行と支那人仲立商を利益するに過ぎなかつた、輸入を制限せよ、而して輸出を奨励せよ、と云ふ呼びが識者の間に唱へられるに至り政府は實際相場の對英米差を寧ろ擴大せしめる方針を採つた。

乍併此の如き現在の爲替條件は多くの困難を招致した、その内最も確な障害は海峽殖民地弗、香港弗及留比の價格が金チカルに比して甚しく下落したことである。各部門の輸出産業が受けた影響を見るに先づ錫鑛山業者には之れが爲め最近採鑛原價採算上の一問題が新たに發生した、勞銀其他一切の計費が金チカルで支拂はれるに、之に對して受取る海峽弗は現在の如く價格の低落した貨幣である、この爲替危険は結局一部の錫鑛山の閉鎖を見るに至つた。精米業者も又爲替の影響を受けることが尠くなかつた、叔の買付には金チカルを要し、米の輸出代金は海峽弗と香港とである。此結果業者の一部も又巨額の爲替損失を蒙るに至つた。尙他の一つの重大な影響はビルマ留比が英貨と同一條件下に置かれた結果蘭貢米は新嘉坡、香港及歐洲市場に於て盤谷米を壓迫するに至つたことである。之れに加ふるにチカルの將來に關する不安觀念が漸次市場に濃厚となつて取引を阻害すること甚しい。

政府の立場として現在の金本位維持政策が如何様な障害を伴ふにしても之れを確守しなければならぬ、第一に、歐米市場に於ける信認を維持する爲めには暹羅の如き小國は健全な貨幣を持續することが絶對に必要である。第二に、暹羅は相當巨額の外債を持つて居り、年々元利金を償還する以外に又政府は自己の勘定で輸入するを要する商品が巨額に達する。例へば鐵道材料、機關車等の如き之れである、

此様に各方面の重大な理由に依つてチカルの金本位維持は頗る重要な意義を有するものとせられて居る。

爲替相場の差が與へる不明な問題は昨年政府の賣却した四三・〇五二千チカルの銀貨の始末である。政府は英國で之の銀貨を溶解して二千萬オンスの銀を得た。之の手取金の中から運賃、保険料手数料を引去つて結局、約百萬磅の資金を得た、今之れを現在相場 $283\frac{1}{2}$ で換算すれば、八・八四七千チカルとなり、紐育經由 $345\frac{1}{2}$ で計算すれば、七・六六四千チカルとなる、百萬磅の始末が市場相場の差で此様な結果を生ずる、政府は之れを如何様に處分したか、と追究するものもある。

最も重大な懸案は輸出奨励であつて結局農民保護である、現在の如く單に輸入抑壓のみを主眼とする爲替統制のみでは不足である。輸出不振の爲め農民は極度に疲憊しつゝあつて、購買力の減殺は最後に輸入市場をも衰滅せしめるものであると憂慮されて居る。

重なる参考書目

Histoire d' Intérêt Français en Cochinchine	Société des Etudes Indochinoises.
Histoire de Piastre	Colonel Bernard: L'Opinion; Oct. 1920.
Documents concernant l' Histoire de Saigon	Bouhot.
Annamites	Général Dignet.
Histoire de l' Annam	Flichet.
L' Annam d' Autrefois	Pasquier.
Histoire sommaire du Royaume de Cambodge, 2ème édition ...	Libersart.
L' Empire Colonial Français D' Indochine	G. Maspero.
Riz et Paddy de la Cochinchine	Coquerel.
Privilèges de la Banque de l' Indochine... ..	Oudot.
Rapport de l'Assemblée Générale ... 1918-1928,	Banque de l' Indochine.
Rapport de la Commission monétaire 1914	Gouvernement Général de l' Indochine.
Histoire de la Piastre	France-Indochine Nov. 1929.
Rapport de la Commission monétaire	Commission Berrue 1920, ... Bulletin Economique de l' Indochine, Sept/Oct 1921.

Réforme Monétaire	Keynes.
Crédit en Cochinchine	Saigon Republicain.
Stabilisation de la Piastre Indochinoise	Dépêche Coloniale.
Grande Aventure de la Piastre Indochinoise	Thiollier.

その他の新聞及雑誌

Bulletin Economique de L' Indochine	Gouvernement Général de L' I-C.
Situation Commerciale	Chambre de Commerce, Saigon.
Economiste Européen, Bulletin financier, Indochine,	
Dépêche Coloniale, L' Impartial, L' Opinion,	
France-Indochine, Tribune Indigène.	
Courrier Saigonnais, Courrier d' Haiphong. Bangkok Times	

145
29

終